

資料

【巻末資料】

1. 災害時の福祉支援体制の整備について（災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン）
（厚生労働省 平成 30 年 5 月 31 日 社援発 0531 第 1 号）※概要版含む
2. 災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー
～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～（令和元年 9 月 24 日開催）
 - ・ パンフレット
 - ・ 次第
 - ・ 配布資料目次
 - ・ 資料 1 災害福祉支援の在り方と今後の方向性
（厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課）
 - ・ 資料 2 都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント （株）富士通総研
 - ・ 資料 3-1 ①都道府県と団体との協働 ～都道府県とのネットワークの協働に向けて
（岡山県）
 - ・ 資料 3-2 ②活動の源泉 ～機動力のあるネットワーク 体制・人材をつくる （京都府）
 - ・ 資料 3-3 ③活動を開始する ～県と事務局による活動開始のフロー （岩手県）
 - ・ 資料 3-4 ④活動環境の整備 ～ロジスティクス （静岡県）
 - ・ 資料 4-1 ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには
 - ・ 資料 4-2 ワークシート （4-1、2：華頂短期大学教授 武田康晴氏）
 - ・ 資料 5 全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組
（社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部）
 - ・ アンケート

【ホームページ掲載資料】

災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

※以下資料はホームページのみの掲載

災害派遣福祉チーム 導入研修資料

1. 行政説明 災害派遣福祉チームについての基本事項
2. 演習Ⅰ ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える
3. 事務局説明 災害派遣福祉チームの活動
4. 演習Ⅱ 一般避難所での災害派遣福祉チームの活動

平成 30 年 5 月 31 日
社援発 0531 第 1 号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

災害時の福祉支援体制の整備について

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

こうした災害を受け、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もある。

これらの者が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっている。

これまで、一部の都道府県においては、こうした観点から先進的な取組が進められているところであるが、全国において、このような災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について、別添のとおり、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したので、各都道府県におかれては、本ガイドラインを参考に、地域の実情にあった災害時の福祉支援体制の構築に努めるとともに、管内市区町村や関係団体等に対し、周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別添)

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

都道府県において、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害の発生を想定した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所（以下「一般避難所」という。）に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。

このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築するものとする。

なお、ネットワークは、都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市区町村の協力を得て、可能な限り一元的な都道府県内のネットワークの構築を図るものとする。

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

各都道府県は、ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、災害福祉支援ネットワーク主管部局（以下「主管部局」という。）を定めること。

なお、都道府県庁内の体制整備に当たっては、災害発生時に設置される都道府県災害対策本部との関係性及び連携の在り方についても併せて整理を行っておくこと。

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

主管部局は、直接又は都道府県社会福祉協議会等の関係団体との協定の締結等により、ネットワークの運営に係る事務処理を行うネットワーク事務局（以下「事務局」という。）を設置すること。

また、事務局を設置した場合には、管内市区町村を始めとする関係者に対して、その連絡先及びネットワークの活動内容等について広く周知を図ること。

(2) ネットワークの構成員

事務局は、チームを円滑に組成し、活動をさせるため、各都道府県の実情に応じて、次に掲げる者等を構成員として選定し、ネットワーク会議を組織すること。

なお、ネットワーク会議を組織するに当たっては、既存の会議体に、分科会を設置する又は審議事項を追加するなどの方法も考えられること。

- ① 主管部局及び都道府県防災部局、保健医療部局
- ② 都道府県社会福祉協議会
- ③ 社会福祉施設等関係団体
- ④ 福祉職による職能団体
- ⑤ 保健医療関係者及び関係団体
- ⑥ 都道府県民生委員児童委員協議会

また、上記の構成員に加え、大規模な被害が想定される市区町村の関係者やボランティア団体等地域の実情に応じた多様な社会資源の参画を求めることも考えられること。

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

事務局は、構成員の出席の下、ネットワーク会議を開催し、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行い、業務フローを整理しておくこと。

なお、ネットワークの活動内容の検討に当たっては、関係団体等が行っている既存の取組を事前に把握し、ネットワークの活動と、これらの取組の役割分担・連携が十分に図られるようにすること。

① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等

ネットワークに参画する社会福祉施設等関係団体等と連携し、チームを構成する人員の推薦を募り、これらをチーム登録者名簿として整理しておくこと。

この際、チームの組成に当たっては、災害時要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、性別及び社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等の職種構成のバランスにも配慮するとともに、チームの派遣が複数回に亘る可能性があることを踏まえ、4～6名のチームを複数編成できるようにしておくほか、派遣先に対してどのような順番でチームを派遣するか等についても併せて検討しておくこと。

また、チームの派遣時期は、災害発生後の初期段階（救命救急が完了するなど、チームが活動する上での安全が確認された時点）から概ね1カ月間程度までを、1チーム当たりの派遣期間は、派遣元施設等の負担も考慮し、5日間程度を目安に、具体的な取扱いについて定めておくこと。

なお、チームの名称については、本通知において「災害派遣福祉チーム」を正式名称とするが、これとは別に、地域住民に親しみやすい呼称やその役割を理解しやすい呼称を設定することも考えられること。

さらに、土日・夜間を含め、チーム登録者への連絡体制を整備しておくこと。

このほか、社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項に基づき、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されていることから、当該取組の一環として、ネットワークに積極的に関与し、チームへの人員の登録とともに、事務局への協力、災害時のチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されること。

② チームの派遣決定及び情報収集の方法

チームの派遣の可否に係る意思決定の主体や方法を整理しておくこと。

また、チームの派遣の可否を判断するためには、まずは災害による被害の規模や災害時要配慮者のニーズ、一般避難所及び福祉避難所の設置状況等の実情を把握することが必要であることから、それらの情報収集の内容・方法についても整理しておくこと。

③ 災害時における構成員の役割分担

チームの円滑な活動のため、災害発生時に、ネットワークに参画する構成員に求める役割や協力の内容等について、整理しておくこと。

④ 災害時における本部体制の構築

災害発生時において、情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う「ネットワーク本部」（以下「本部」という。）の体制の在り方を検討しておくこと。

この際、事務局をそのまま本部へと改組することも考えられるが、災害の規模によっては事務処理に支障が生ずるおそれもあることから、あらかじめ構成員との協定の締結等により、災害発生時に必要な人員体制を適切に確保できるようにしておくなど、本部の体制強化の方法についても併せて検討しておくこと。

⑤ 費用負担

チームの派遣に当たっては、チーム員の活動に係る旅費・宿泊費等の費用が発生することから、当該費用負担の在り方について検討しておくこと。

なお、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される災害の場合には、同法に基づく避難所の設置経費として災害救助費の対象となる場合も考えられるので、都道府県防災担当部局とも事前に十分に相談しておくこと。

⑥ 保健医療関係者との連携

チームの活動が円滑となるよう、災害時派遣医療チーム（DMAT）や保健師チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等との情報共有の方法、連携の内容等について、検討しておくこと。

⑦ チーム員に対する研修・訓練

災害時において求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等チームの活動内容について、一定以上の水準を確保する観点から、研修・訓練の実施に努めること。

⑧ 受援体制の構築

自らが被災した場合に備え、他の地域のチームや、福祉以外の関連領域の専門職、NPO、ボランティア等の民間団体等による多様な支援活動が円滑に受け入れられるよう、②により収集した情報に基づき、活動場所に係る情報提供や団体間の活動内容の調整を行うなど、必要な受援体制の在り方について検討しておくこと。

⑨ 住民に対する広報・啓発

住民に対し、チームの活動内容について周知を図るとともに、一般避難所及び福祉避難所の指定状況や所在、これらの機能の相違点等についても、併せて周知を図ること。

また、災害時の協力関係の醸成、活動環境の整備を図るためには、地域の防災訓練へのチームの参加等、地域とチームとが共に活動する機会を確保することが重要であること。

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

① 本部の設置

主管部局は、一定期間、避難所の設置の継続を要する規模の災害が発生した場合、事務局と調整し、速やかに本部を立ち上げること。

また、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、関係団体等からの情報収集又は本部及びチームの人員による現地視察等により、被害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行うこと。

② チームの派遣要否の検討

本部は、ネットワーク会議の招集などにより、構成員との間で収集した情報を共有し、必要に応じ被災市区町村とも連絡・調整の上、チーム派遣の要否について検討を行うこと。

その結果、チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示すること。

なお、ネットワーク会議の開催に当たって、構成員の招集が困難な場合には、電子メールその他の多様なネットワークサービス等の活用により、臨機応変に対応すること。

③ チームの派遣決定

本部は、被災市区町村からの依頼又は本部が把握した情報に基づき、チームの派遣の必要性が認められた場合、把握した情報等を元に、派遣対象となる一般避難所のリストを作成するとともに、当該一般避難所ごとに、派遣するチームのリスト、各チームの派遣可能期間等を取りまとめ、あらかじめ定められた手順に従って派遣を決定し、派遣に向けた調整を行うこと。

④ 活動計画の策定

本部は、チームの派遣決定を行う場合には、現地視察等により、被災地域の実情を把握するチーム員等の協力を得て、派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定し、ネットワークの構成員間で共有すること。

なお、活動計画の策定に当たっては、被災地域の自立性を損なうことのないよう、派遣の終了段階において、チームから被災地域における社会資源による活動への橋渡しが行われることを目標とすること。

また、活動計画の内容は、チームからの活動の実施状況についての報告を受け、必要に応じて見直しを行うこと。

⑤ チームの活動支援

本部は、チームの活動期間中、チームに対する必要な指揮命令を行うとともに、必要な情報及び物資の提供、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行うこと。

⑥ チームの派遣終了の決定

本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定すること。

なお、派遣終了に当たっては、被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われるよう、配慮すること。

⑦ 活動終了後の振り返り等

本部又は事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有すること。

(2) チームの活動内容

チームは、一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行うこと。

なお、チームの活動に当たっては、災害時要配慮者の安心を確保するため、災害派遣福祉チーム等の名称を記したビブス等の着用により、都道府県を中心とした活動であることが外形上明確になることが望ましいものであること。

① 福祉避難所等への誘導

まずは災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、その結果、一般避難所内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該一般避難所の管理者等とも協議の上、災害時要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている福祉避難所等への誘導を行うこと。

② 災害時要配慮者へのアセスメント

一般避難所において災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。

ただし、既に保健師等がアセスメントを実施している場合など、災害時要配慮者に対し、重複してこれが行われることにより、その負担を増大させることのないよう、事前に関係者間での情報共有・調整が行われていることが必要であること。

③ 日常生活上の支援

災害時要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、その食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。ただし、避難生活後の自立した生活に円滑に移行できるようにするため、過度な支援を行うことのないよう、必要に応じチームにおいてケース会議を実施すること等により、支援対象者ごとに必要な支援内容を検討・検証すること。

また、生活不活化病予防のための体操や散歩、子ども等への支援など、災害時要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援を工夫すること。

④ 相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、災害時要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、その抱える課題を適宜解決していくため、一般避難所内に相談スペースを設置するなどにより、必要な相談支援を行うこと。

⑤ 一般避難所内の環境整備

災害時要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、子どものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等一般避難所内の必要な環境整備を行うこと。

⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

一般避難所内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等には、本部を通じて、都道府県災害対策本部に対応を依頼するなど、必要な連絡調整を行うこと。

また、定期的に本部に対して、活動の実施状況について報告を行うこと。

⑦ 後続のチームへの引継ぎ

後続のチームがある場合には、アセスメントの結果や必要な支援内容等について、適切に引継ぎを行うこと。

⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携

チームの活動に当たっては、被災市区町村災害対策本部や一般避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図ること。

⑨ 他職種との連携

チームは、災害時要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等を共有するため、一般避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該一般避難所の管理者等と協議の上、開催の呼びかけを行うこと。

⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会福祉施設等との連携、協働を可能な限り積極的に図ること。

5. 市区町村の責務について

管内市区町村は、平時から、地域住民及び社会福祉施設等に対し、一般避難所及び福祉避難所の所在や機能等について、積極的に周知を図るとともに、必要な物品の確保等速やかに避難所を運営できる体制を整えること。この際、都道府県は、管内市区町村のこうした取組を把握しつつ、その状況に応じ、助言その他の必要な支援を行うこと。

また、災害時要配慮者に対する支援を適切に行う観点から、都道府県を中心に構成されるネットワークに積極的に関わりを持ちつつ、3の(3)の⑦に規定する研修・訓練への参加や市区町村が行う防災訓練へのチームの招聘、情報の提供その他の必要な協力を行うこと。

さらに、災害発生時においては、一般避難所及び福祉避難所の運営状況を適切に把握し、福祉支援の必要性が認められた場合には、ネットワークを介して必要な支援の要請を行うこと。特に被災市区町村にあっては、本部と緊密に連携し、チームが一般避難所において円滑に活動できるよう、関係者との橋渡しを行うなど必要な協力を行うこと。

6. その他の留意事項について

(1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等

本ガイドラインは、まずは福祉・介護分野を中心とした都道府県内のネットワークを整備し、保健医療分野における支援体制と連携して、必要な福祉支援を行うことを想定しているが、当初の段階から保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備を行う方法も考えられること。

また、本ガイドラインによる全ての機能を同時に整備することが難しい場合には、機能ごとに優先順位を付けて段階的に整備を進めていくことも考えられること。

(2) 広域的な災害の場合の取扱い

本ガイドラインは、都道府県内での局地的な災害を前提としているため、広域的な災害の場合、単独の都道府県では対応が困難な場合も想定される。

このため、都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位での体制整備も併せて進めていくことが望ましいこと。

なお、必要な場合には、国が広域的な調整を行うので、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて相談されたい。

その際、厚生労働省としても、災害の状況や被災地域のニーズ把握を行うため、都道府県のチームに同行するなど必要な協力をお願いする場合がある。

(3) 被災した社会福祉施設等の事業継続

本ガイドラインによる一般避難所への対応に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要である。

災害時にあっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働用燃料の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなど、各施設等基準を踏まえつつ、個々の社会福祉施設等における取組についても、ネットワークの整備と併せて推進すること。

また、災害発生時における福祉避難所の運営等により、一時的に人員が不足するような場合に備え、各社会福祉施設等関係団体による支援や社会福祉施設等を運営する法人間で相互に人員を融通する協定を締結するなど、法人間の相互支援体制を構築することも必要であることから、これらについて、ネットワークの場を活用し、その具体的な方法等について併せて検討することも有効であること。

(4)「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用

都道府県による本ガイドラインを踏まえた取組に係る費用のうち、災害時のチームの活動費用を除き、ネットワークの立ち上げ・運営に係る費用等については、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）の補助対象となるので、これを活用されたいこと。

(5)「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照

災害福祉支援ネットワーク構築の背景や一部の都道府県における具体的な取組事例等については、平成 29 年度社会福祉推進事業（厚生労働省国庫補助事業）を活用し、(株)富士通総研が「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」及び関連資料を取りまとめているので、本ガイドラインに併せてこれを参照されたいこと。

(<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>)

災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー

～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～

災害時の福祉支援体制・災害福祉支援ネットワークの構築に取り組む都道府県は40都道府県を既に超え、大規模災害時の保健医療活動に係る体制とあわせて検討するところも見られる等、機動力と実効性のある体制に向けた構築・充実が図られており、全国ではチーム員の確保も進んでいます。

平成30年豪雨災害時には、岡山県災害派遣福祉チームによる県内被災地への派遣による支援活動、それを応援する県外の災害派遣福祉チームの広域派遣が行われましたが、被災地支援に係るチーム員の確保や育成、活動に向けた受援・応援体制等、機動力や実効性を担保するための本部や人材の強化策の課題が確認されました。その解決には、都道府県・事務局は都道府県ネットワークに参加する団体との連携を強化・充実させ、ともに平時より災害時に確実に「稼働」する機動力ある体制・人材づくりを考えて取り組まねばなりません。

本セミナーでは、発災時に情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う都道府県の「ネットワーク本部」、そのための構成団体との平時からの体制について必要な機能や役割分担等を先進県等の事例から考えるとともに、他県等の状況を共有し、機動力のある体制と人材育成の進め方を考えます。

なお、ネットワークやチームの体制、役割と必須能力、育成体制を考える本セミナーは、今冬実施予定の「災害派遣福祉チームリーダー養成研修事業」(厚労省事業・全社協実施)と連動して実施するため、都道府県・事務局は本セミナーで全体を考えて頂いた上で養成研修出席対象者をご検討頂くことをお勧めします。

● 目的

既に都道府県では災害福祉支援ネットワークの構築は進んでいるが、それを機動力のある体制とするには、都道府県・事務局による人材・組織のマネジメント強化が必要である。本セミナーでは、必要となる機能と役割を整理し、そのために必要となるネットワーク参加団体との連携強化策・人材育成策を考える。

● 日時・会場

2019年 9月 24日 (火) 10:00開始 (開場 9:30) 終了予定 16:30

フクラシア東京ステーション 5K会議室 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル5F ※次頁参照

会場
変更

● 対象者

都道府県の災害派遣福祉チームの御担当者及び事務局の御担当者※

※現在事務局となっていない場合でも、都道府県と検討・構築に共に取り組む団体等も含む

● 定員

100名 (申込期限 2019年 9月 13日 (金) ※定員になり次第締め切らせていただきます)

● プログラム (予定)

時間	項目	講師
10:00	開会・オリエンテーション	
10:05-10:35	災害時の福祉支援体制と今後の方向性 (仮)	厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
10:35-11:35	都道府県のネットワーク体制と 人材・組織マネジメント	(株)富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント 名取 直美
11:35-12:30	休憩	
	機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる	
12:30-14:30	part1.平成30年度豪雨災害時の活動自治体に学ぶ ①県と団体の協働 ②活動の源泉～人材育成と体制強化 ③活動を開始する～県と事務局による活動開始時のフロー ④活動環境の整備～ロジスティクス	①木村 真悟 岡山県社会福祉協議会地域福祉部副部長 ②丹下 ねね 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 ③浅沼 修 岩手県保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長 加藤 良太 岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部主査 ④松浦 史紀 静岡県社会福祉協議会福祉企画部主幹
14:30-14:40	休憩	
14:40-16:05	part2.ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには	進行：華頂短期大学幼児教育学科教授 武田 康晴
16:05-16:30	今後の標準化に向けた人材育成策と都道府県内の 人材育成体制支援策 他	社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部 他

【追加情報】

機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる
part1.平成30年度豪雨災害時の活動自治体に学ぶ

①県と団体の協働	木村 真悟 岡山県社会福祉協議会地域福祉部 副部長 (前 岡山県災害派遣福祉チーム事務局担当)
岡山県では、岡山県内の種別協議会等が平成29年に災害派遣福祉チーム養成のための推進会議を組成し、平成30年度内の協定締結に向けて岡山県と協議を重ねていましたが、平成30年7月豪雨の際には協定が未締結の状態でした。 しかし、災害発生後に推進会議では被害状況の把握を進め、岡山県は推進会議と協議を行って災害派遣福祉チームの県内派遣・活動を開始し、その後も他府県の応援を受けながら被災地で支援活動を行いました。 被災という危機の中にありながら、なぜ・どのように県・団体は決断し、協力して要配慮者/被災者支援に取り組んでいくことができたのでしょうか。災害福祉支援ネットワークは、公民協働による仕組みです。岡山県での活動事例から、行政と事業者らが協力する・連携する・協働するということの意味を考えます。	
②活動の源泉 ～人材育成と体制強化	丹下 ねね 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 (京都府災害派遣福祉チーム担当課)
平成30年7月豪雨では、京都府は6クール(7/20～8/13)に渡って災害派遣福祉チームを派遣し、岡山県の活動を支援しました。京都府のチーム登録者数は135名(当時)と必ずしも人数が多くない中、なぜ支援活動を継続することができたのでしょうか。チーム員の多くは福祉施設等の事業所に勤務し、活動する際には勤務施設の理解が必要です。そのため、確実に施設の理解を得られるようにすることは、災害時の活動を担保するために不可欠ですが、なぜそれができたのでしょうか。 京都府は、チーム設置時からチーム員の意識やモチベーションを高めること、チーム員自らが気づき、成長していくことを重視したチーム員を養成するプログラムを考え、その結果、平時より地元行政、地域住民と連携して活動するチーム員も多く出てきています。そして、こうした人材育成の取組や活動、チーム員の成長等に対する施設側の評価や理解が、災害派遣福祉チームの活動を支えています。京都府の事例からは、人材育成を活動の源泉とする取組と、それに基づく体制強化を考えます。	
③活動を開始する ～県と事務局による活動開始時のフロー	浅沼 修 岩手県保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 (岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構/岩手県災害派遣福祉チーム担当) 加藤 良太 岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部 主査 (前 岩手県災害派遣福祉チーム事務局担当)
災害が発生した際、災害派遣福祉チームによる活動開始をどのように見極めればよいのでしょうか。マニュアル等で「災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合」とあっても、実際に災害派遣福祉チームを派遣するためには単純な手順だけで考えられるものではなく、いくつかの判断や見極めのポイントがあります。 岩手県では、平成28年に熊本県への広域派遣、台風10号被害による岩泉町への県内派遣を経験しています。災害派遣福祉チームの活動開始に向けては、さまざまなやりとりがあり、県と事務局がそれぞれの役割を果たしながら活動開始に向けた検討と協議を行い、その中で県はチーム派遣の決定を行っています。 いざという時に災害派遣福祉チームの活動を確実に実施できるよう、県と事務局のそれぞれの役割、活動開始に向けた意思決定のフローについて、岩手県と事務局双方の動きから考えます。	
④活動環境の整備～ロジスティクス	松浦 史紀 静岡県社会福祉協議会福祉企画部地域福祉課 主幹 (前 静岡県災害派遣福祉チーム事務局担当)
現在、全国で災害派遣福祉チームのチーム員登録、養成が進んでいます。しかし、災害派遣福祉チームが活動するには、変化する状況やニーズ等の情報収集、それに伴う災害派遣福祉チーム全体の活動計画の検討、関係機関等との連携体制の構築、活動資材確保等、情報や資源をもって活動環境の調整や整備等を行う機能が必要です。 こうした「ロジスティクス」機能は、チームを送り出す本部、現地の災害派遣福祉チームの双方に不可欠であり、チーム員の登録と共に確保する必要があります。静岡県では、平成30年7月豪雨において岡山県に災害派遣福祉チームを派遣し、初めての活動に取り組みました。そして、事務局は派遣決定によって本部に移行した後、体制の強化を可能な限り図りつつ、被災地外の本部と被災地である現地でチームの活動を支援しました。 静岡県の事例からは、チーム活動の際に県・本部(事務局)が行うべきこと・必要なことを知り、今後強化すべき点を考えます。	

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業
 災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業
災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー
 ～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～
次 第

主 催： 株式会社富士通総研

日 時： 2019年9月24日（火） 10：00～16：30

場 所： フクラシア東京ステーション 5K 会議室

（敬称略）

10:00	開会	
10:05	説明	災害福祉支援の在り方と今後の方向性 【資料 1】 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
10:35	説明	都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント 【資料 2】 (株)富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント 名取 直美
11:35	昼食休憩	（12:30 再開）
12:30	機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる	
	事例発表	Part1.平成 30 年豪雨災害時の活動自治体に学ぶ ① 県と団体の協働 【資料 3-1】 都道府県とネットワークの協働に向けて 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長 木村 真悟 ② 活動の源泉～人材育成と体制強化 【資料 3-2】 機動力のあるネットワーク 体制・人材をつくる 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 丹下 ねね ③ 活動を開始する～県と事務局による活動開始時のフロー 【資料 3-3】 災害派遣福祉チーム 派遣の見極めと実行 岩手県保健福祉部 地域福祉課 生活福祉担当課長 浅沼 修 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 主査 加藤 良太 ④ 活動環境の整備～ロジスティクス 【資料 3-4】 平成 30 年西日本豪雨災害 静岡 DCAT の倉敷市派遣におけるインシデントコマンドシステムの検証 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 地域福祉課 主幹 松浦 史紀
14:30	休憩	
14:40	意見交換	Part2.ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには 【資料 4】 進行：華頂短期大学 幼児教育学科 教授 武田 康晴
16:05	説明	全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組 【資料 5】 社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部
16:30	閉会	

（裏面に続く）

【お願い事項】

◇ 名札

机上に準備されているネームカードに、ご自分の御所属や職域・氏名をマジックで見えるように記入して、カードホルダーに格納ください。

(例)

●●市 ●●課
山田 太郎

◇ アンケート

ご記入の上、お帰りの際は机の上に置いたままでご退席ください。

◇ 館内設備について

この会場は「5 階 K 会議室」です。トイレ、喫煙所、飲料（自動販売機等）は同じフロアにあります。

非常口は、会議室を出て左右何れにもございます。

6 階にはラウンジがあります。



◇ 昼食について

会場にて飲食は可能ですが、出たゴミは必ずお持ち帰り頂くようお願いします。

当ビル 1 階にファミリーマートがあります。

◇ 携帯電話

セミナーの妨げにならないよう、電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただき、音が出ないようにお願いします。

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業
災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究

災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー
～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～

配付資料 目次

- 資料 1 災害福祉支援の在り方と今後の方向性（厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課）
- 資料 2 都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント（富士通総研）
- 資料 3-1 ①都道府県と団体の協働（岡山県）
都道府県とネットワークの協働に向けて
- 資料 3-2 ②活動の源泉（京都府）
機動力のあるネットワーク 体制・人材をつくる
- 資料 3-3 ③活動を開始する ～県と事務局による活動開始のフロー（岩手県）
災害派遣福祉チーム 派遣の見極めと実行
- 資料 3-4 ④活動環境の整備～ロジスティクス（静岡県）
①平成 30 年西日本豪雨災害静岡DCATの倉敷市派遣におけるインシデントコマンドシステムの検証
②平成 30 年西日本豪雨災害 災害派遣福祉チーム事務局・災害派遣福祉チームの動き（静岡 DCAT）
- 資料 4 ワークシート
- 資料 5 全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組
- アンケート

以上

災害福祉支援の在り方と今後の方向性

令和元年 9 月 2 4 日（火）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

0

災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

令和元年予算額
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、災害時要援護者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援（災害時福祉支援チームの派遣）が行えるよう、都道府県単位での福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要。
こうしたネットワークの全国的な構築を推進するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、各都道府県による公民協働の取組を支援する。

※ 1 都道府県当たりの補助額：基本事業150万円（定額補助）＋体制強化事業150万円（定額補助。ネットワーク構築済みの都道府県のみ）

【参考】

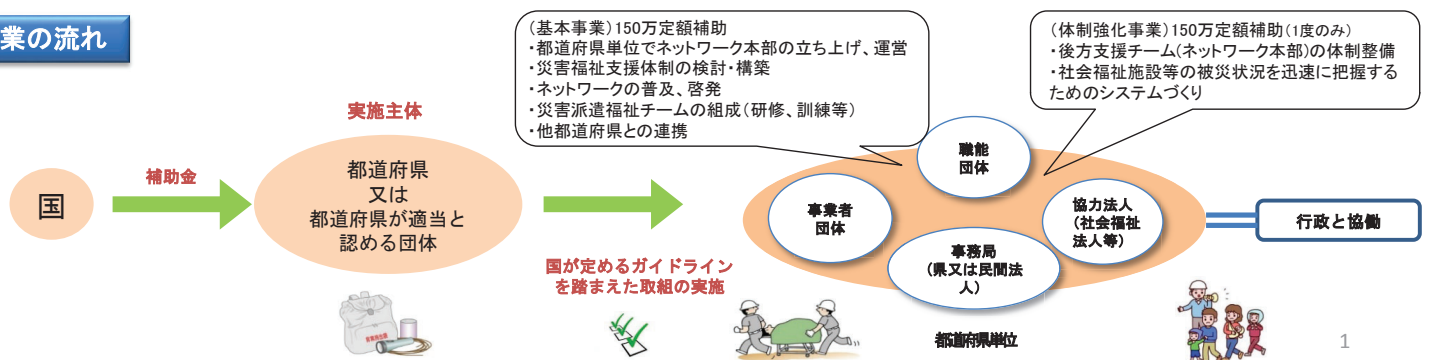
1. 災害福祉支援ネットワークとは・・・

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

2. 災害派遣福祉チームとは・・・

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

事業の流れ



都道府県における災害派遣福祉チームの派遣に向けた体制構築状況と事業実施状況

2019年6月30日現在

都道府県名	構築状況	災害NW構築支援事業の実施	都道府県名	構築状況	災害NW構築支援事業の実施	都道府県名	構築状況	災害NW構築支援事業の実施
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)	○	石川県	年度内構築予定	○	岡山県	○	○
青森県	○	○	福井県	検討中	○	広島県	検討中	—
岩手県	○	○	山梨県	検討中	—	山口県	○	○
宮城県	○	○	長野県	○	○	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	年度内構築予定	○
山形県	○	○	静岡県	○	○	愛媛県	○	○
福島県	○	○	愛知県	○	○	高知県	検討中	○
茨城県	年度内構築予定	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	○	滋賀県	○	○	佐賀県	検討中	—
群馬県	○	○	京都府	○	○	長崎県	○	○
埼玉県	○	○	大阪府	○	○	熊本県	○	○
千葉県	年度内構築予定	○	兵庫県	○	○	大分県	○	—
東京都	○	○	奈良県	年度内構築予定	○	宮崎県	検討中	○
神奈川県	○	○	和歌山県	検討中	—	鹿児島県	年度内構築予定	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	年度内構築予定	○	島根県	○	○			

(注)「災害福祉支援ネットワークが構築されている」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政、福祉関係者、防災関係者等により構成される「ネットワーク会議」が設置されている場合であって、災害時において被災地に派遣できる災害派遣福祉チームが組織されている又は管内社会福祉施設等の間において相互に人員を派遣するなどの協力体制が構築されている状態にあることをいう。

※令和元年6月末現在、ネットワーク構築済みは32都府県(平成31年4月1日現在は29都府県)

※令和元年度における災害福祉支援ネットワーク構築推進事業の実施予定都道府県は42都道府県

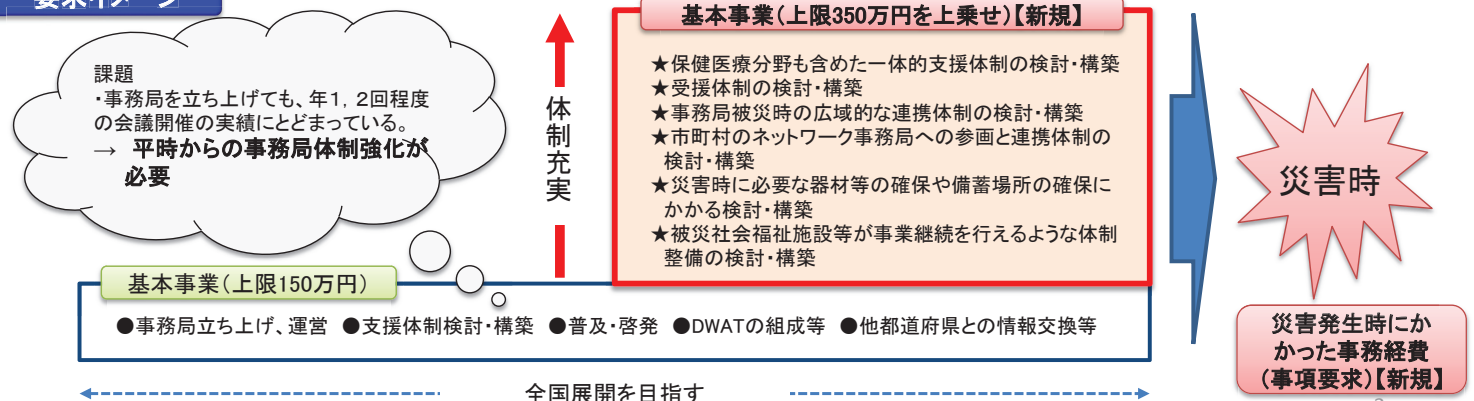
2

「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の拡充

要求要旨

- 災害福祉支援ネットワークの構築は、各都道府県において、避難所で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成し、避難所へこれを派遣する等、必要な支援体制を確保するものである。(平成30年5月現在 24都府県)
- 現在、全ての都道府県において、ネットワークの構築に向けた検討が行われているが、災害発生時に「災害派遣福祉チーム」の支援活動の実績がある都道府県(7府県)は限られているなど、その取組状況に格差があることから全国での体制整備とともに、質の確保を図る必要がある。
- また、大規模災害時における医療・保健師チーム等は、各都道府県において、保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の設置が進められる中、平成30年7月豪雨に遭った岡山県では、保健医療調整本部に「災害派遣福祉チーム」が認知され、保健医療と連携した活動や県外からの災害派遣福祉チームの応援派遣について円滑な調整が実施でき、避難活動の長期化による体調悪化防止や介護予防に一定の成果をあげている。
- このため、平時から①保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築や受援体制の構築、②ネットワーク事務局が被災した場合に備え隣接する都道府県等との連携体制の構築、③市町村のネットワーク事務局への参画への促し等の事業内容の追加を図り、災害福祉支援ネットワークの構築推進を更に強化していく。併せて、事業を実施する場合には補助上限額の引き上げを図る。
- さらに、事務局に配置する専任職員以外に災害発生時に新たに事務職員を配置し、DWATや応援職員の派遣調整や緊急支援物資の差配等を行った場合には、実際にかかった事務経費を、追加協議の上、補助を行う。【事項要求】

要求イメージ



【要旨】

- 近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。
- これらの災害を受け、高齢者や障害者、子ども等の災害時要配慮者は、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下等の二次被害が生じている場合もあることから、こうした二次被害防止のため、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズに対応した必要な支援を行うことが求められている。
- こうした中、厚生労働省においては、本年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し、全国の都道府県レベルで、災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成し、避難所等へこれを派遣する体制の整備を推進しているところ。（同ガイドラインにおいては、平時の取組として、研修・訓練実施の重要性を規定している。）
- こうした状況を踏まえ、全国で体制整備が進む「災害派遣福祉チーム」のチーム員の資質の均質化を図るとともに、全国のリーダー層の交流、情報交換を促進する観点から、令和元年度予算において、「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」の開催に必要な経費を計上する。

【事業内容】

- 各都道府県が組成する「災害派遣福祉チーム」のチーム員（各都道府県5名程度）を対象に、全国を3ブロックに分け、次のようなカリキュラムにより、「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を開催。

1日目		2日目	
災害時の福祉支援の必要性について（講義）	1h	各都道府県の取組事例の発表・講評	3h
災害時要配慮者の特性について（講義）	1h	意見交換	1h
災害派遣福祉チーム員としての心構えについて（講義）	1h		
災害派遣福祉チームの役割・活動内容について（講義）	2h		
災害派遣福祉チームの活動シミュレーション（演習）	2h		

【令和元年度予算額】

（目）保健福祉調査委託費 **5,139千円** ← 平成30年度予算額：0千円

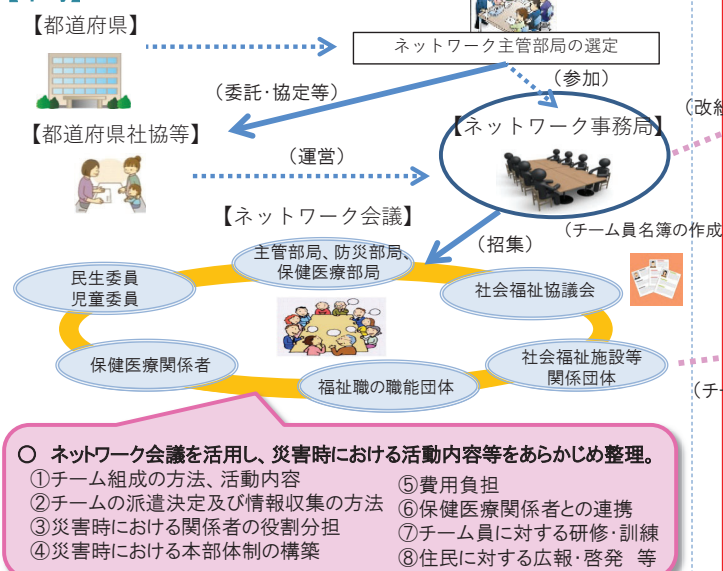
「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

（参考）

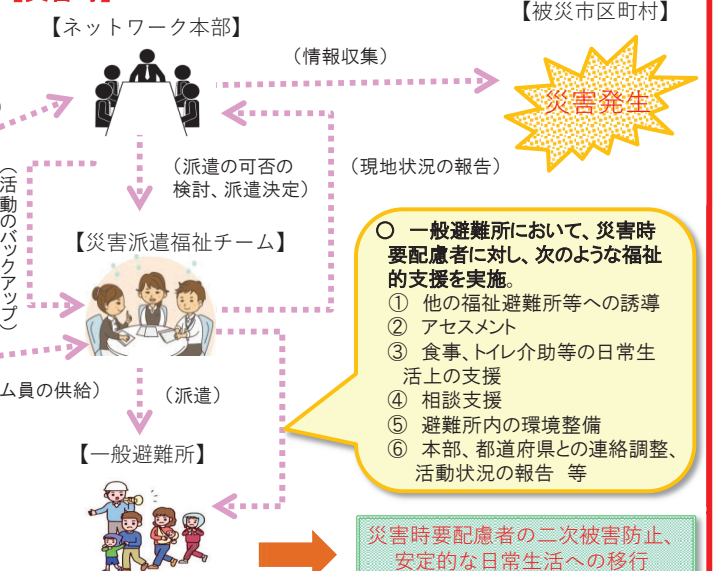
（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

【平時】



【災害時】



1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

- (1) ネットワーク事務局の設置
- (2) ネットワークの構成員
- (3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容
 - ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等
 - ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
 - ③ 災害時における構成員の役割分担
 - ④ 災害時における本部体制の構築
 - ⑤ 費用負担
 - ⑥ 保健医療関係者との連携
 - ⑦ チーム員に対する研修・訓練
 - ⑧ 受援体制の構築
 - ⑨ 住民に対する広報・啓発

4. 災害発生時における活動内容等について

- (1) 本部の機能・役割
 - ① 本部の設置
 - ② チームの派遣要否の検討
 - ③ チームの派遣決定
 - ④ 活動計画の策定
 - ⑤ チームの活動支援
 - ⑥ チームの派遣終了の決定
 - ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 一般避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

6. その他の留意事項について

- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 広域的な災害の場合の取扱い
- (3) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用
- (5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照



1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

- 都道府県において、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害の発生を想定した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者の

- ①福祉ニーズに的確に対応し、
- ②その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、
- ③一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。



- このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成するとともに、一般避難所へ派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するものとする。

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

【都道府県】

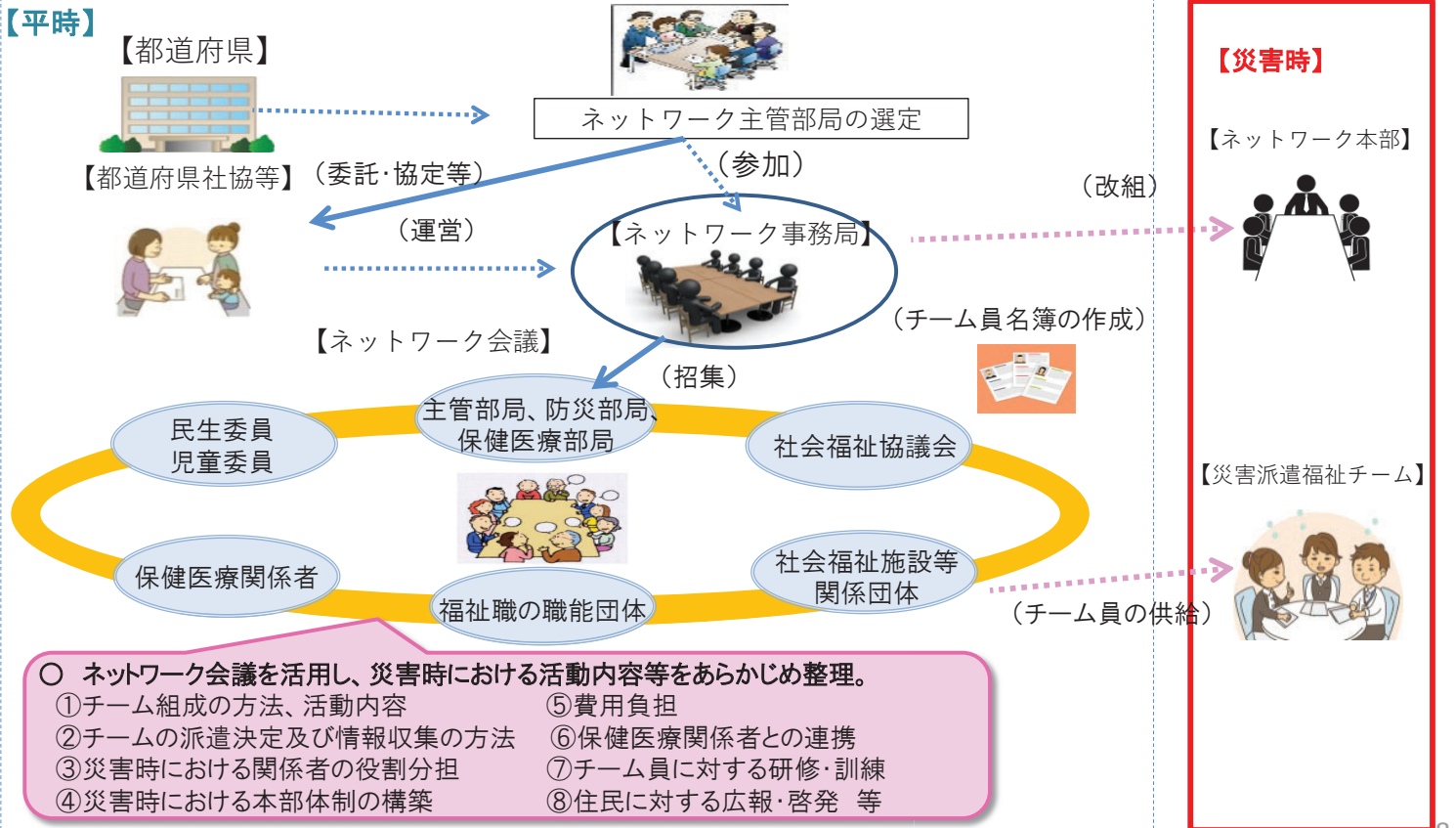


ネットワーク主管部局の選定

※都道府県災害対策本部との関係性及び連携の在り方についても整理を行っておくこと

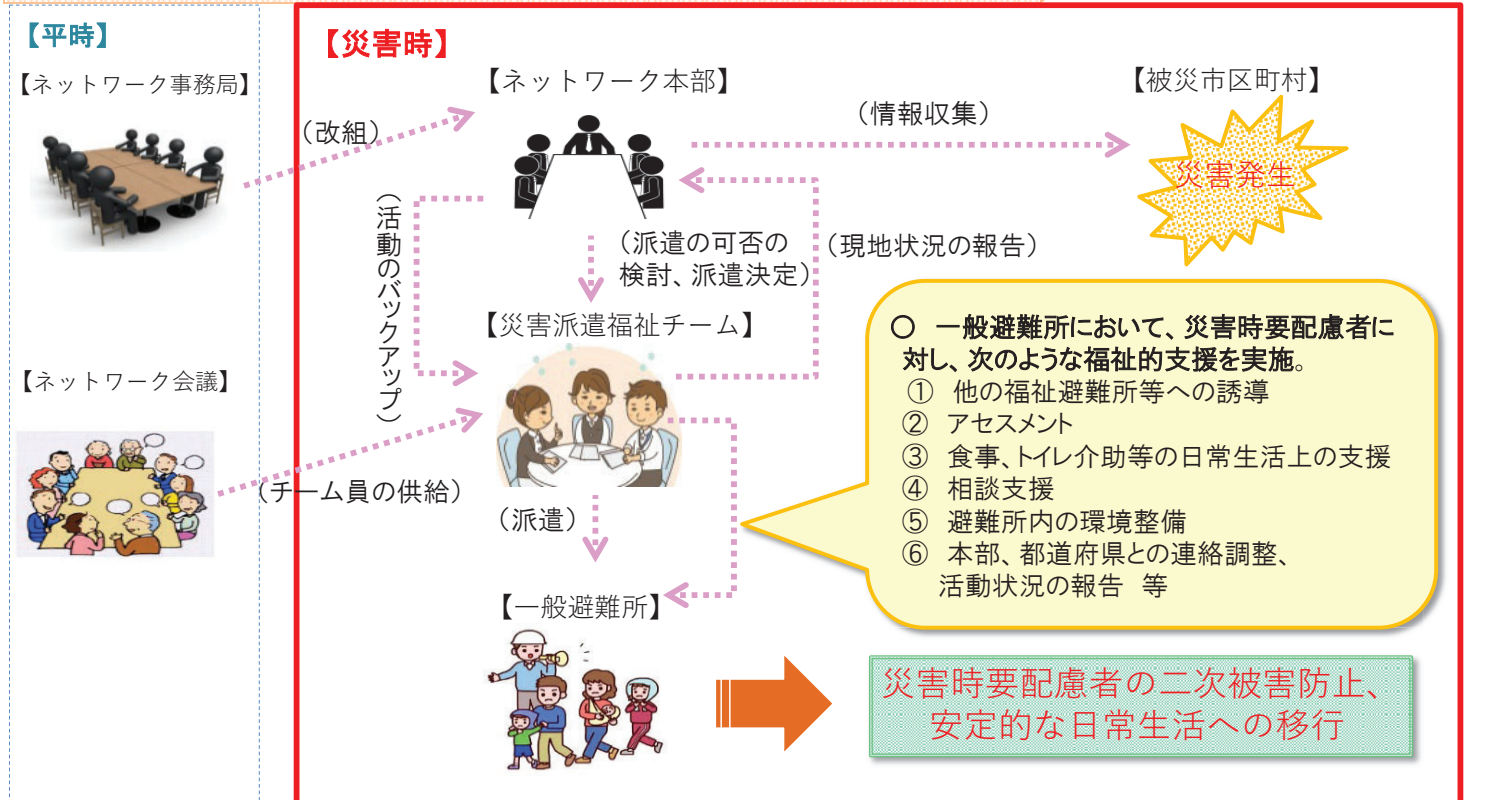
ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行う

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について



8

4. 災害発生時における活動内容等について



9

5. 市区町村の責務について

【平時】

- 取組内容の把握
- 助言その他の必要な支援

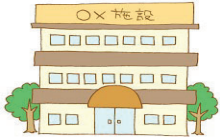
ネットワークに積極的に関わりを持ちつつ、
○災害時において求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等に関する研修・訓練への参加
○市区町村が行う防災訓練へ災害派遣福祉チームを招聘
○情報の提供その他必要な協力

- 必要な物品の確保等、速やかに避難所を運営できる体制を整える

(避難所の所在や機能について周知)

【地域住民】

【社会福祉施設等】



【災害時】

【都道府県】

災害福祉支援ネットワーク

【災害派遣福祉チーム】



【災害対策本部】



【市区町村】
市役所



(支援要請)

災害発生

(緊密に連携)

(運営状況を把握)

【一般避難所】



【福祉避難所】



6. その他の留意事項について

(1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等

- ⇒ 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備を行う方法も考えられる。
また、機能ごとに優先順位を付けて段階的に整備を進めていくことも考えられる。

(2) 広域的な災害の場合の取扱い

- ⇒ 都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位での体制整備も併せて進めていくことが望ましい。

(3) 被災した社会福祉施設等の事業継続

- ⇒ 一般避難所への対応に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要。

<参考資料>

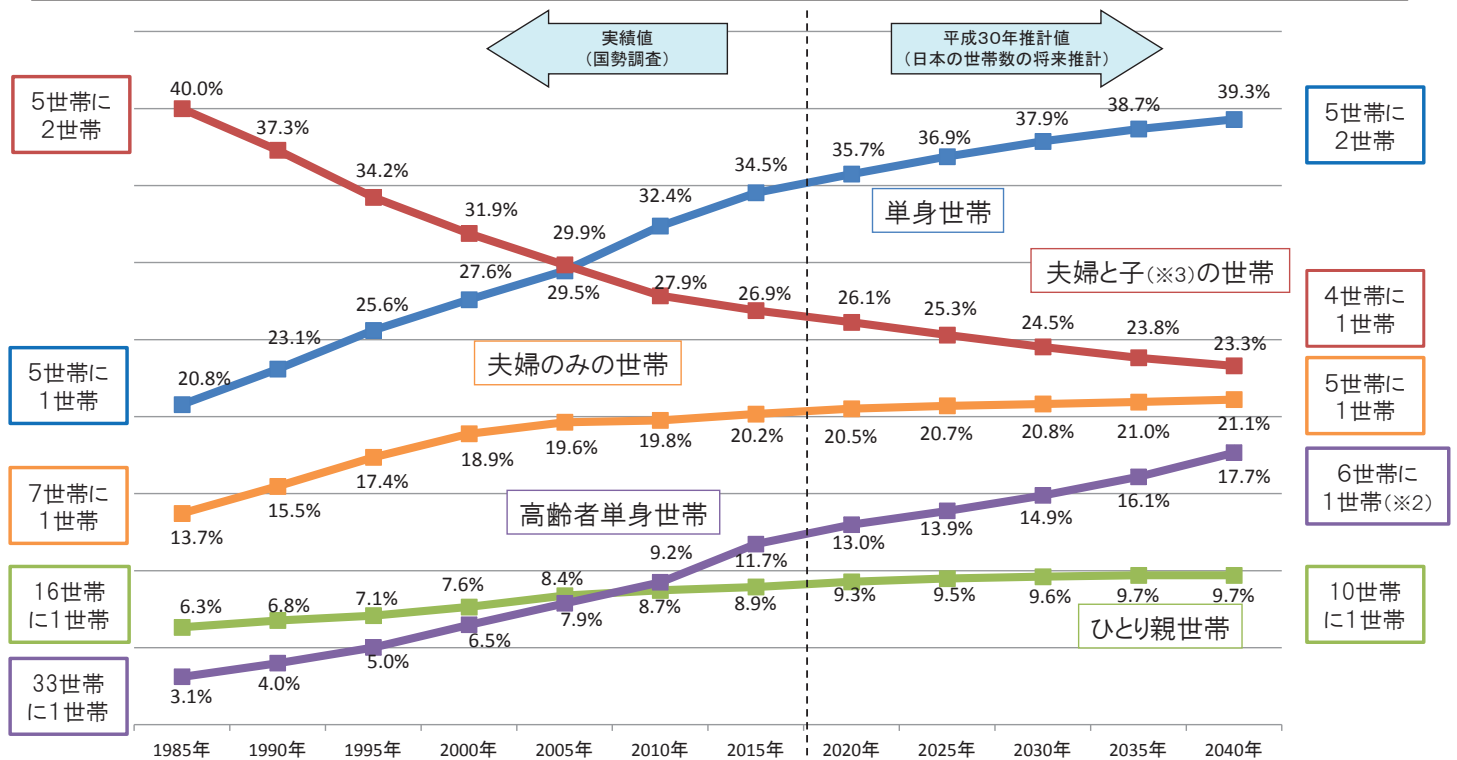
「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」(平成30年3月、株式会社富士通総研)
(平成29年度 生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

- ⇒ 災害福祉支援ネットワーク構築の背景や一部の都道府県における具体的な取組事例等について、関連資料を取りまとめている。

世帯構成の推移と見通し

(参考)

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

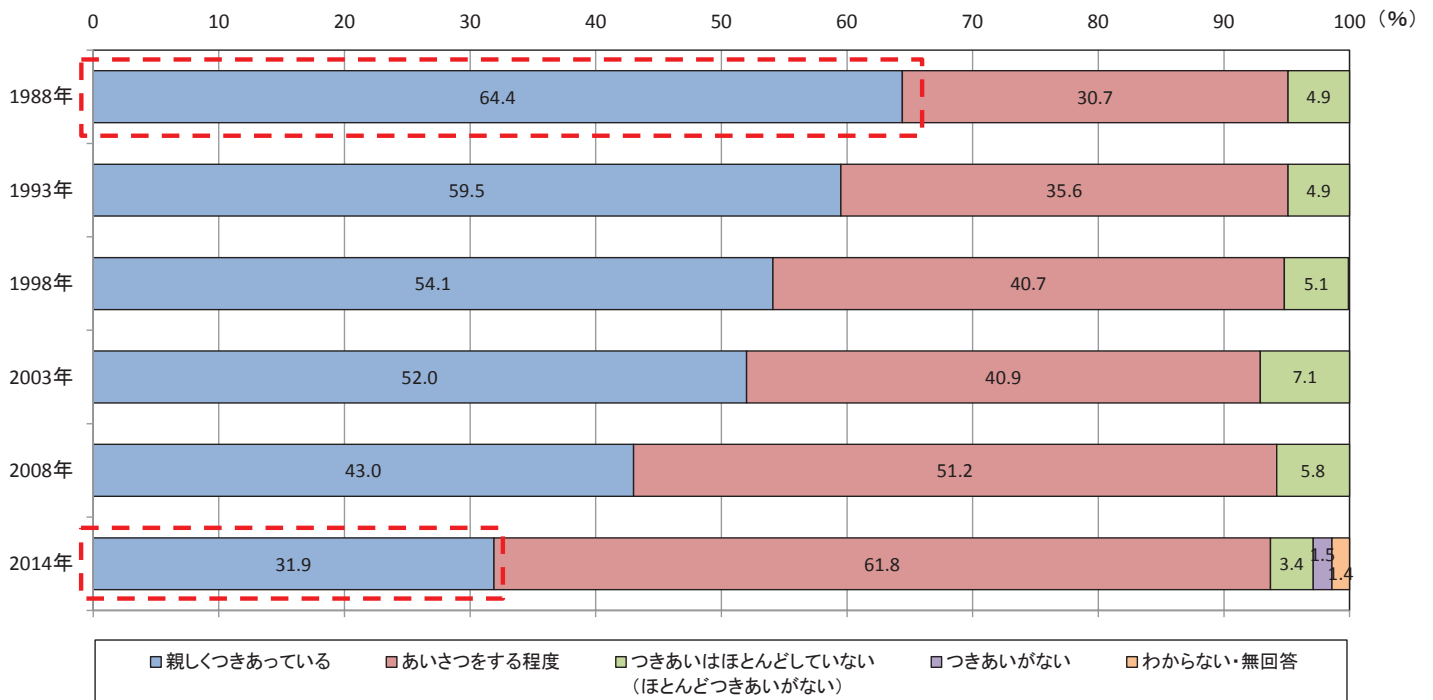
(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

12

高齢者の近隣とのつながりの状況

(参考)

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料: 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがいい」、「つきあいがいい」、「わからない」・「無回答」

13

災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー
～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～

都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント

2019年 9月24日（火）

株式会社 富士通総研

行政経営グループ

チーフシニアコンサルタント 名取 直美

はじめに①

災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える

・・・なぜ、このようなテーマになったのか？

- 相次ぐ災害の発生
- 在宅の要配慮者への対応
- 二次被害への意識の高まり



ガイドラインの発出により、
都道府県で災害福祉支援
ネットワークの構築・人材の確保、
育成が進む

だが、本当に「動ける」状態に近づいているのか？

必要があるから作った体制。当然ながら必要な時には稼働させなければならない。
被災によって「動けない」ならともかく、そもそも「動かさない」状態であるのは論外。

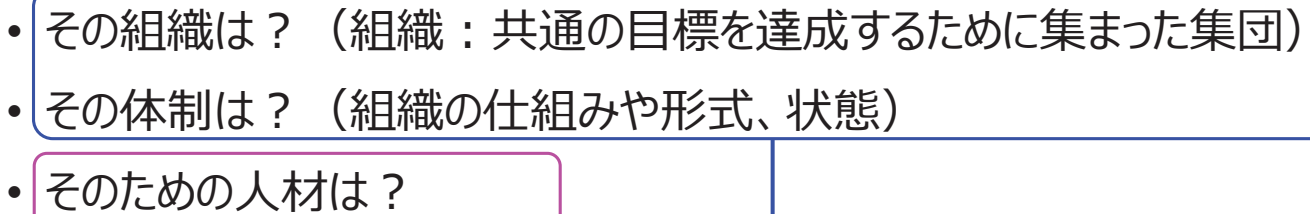
- 「必要な時」をどう見極め、開始するのか？ →判断のための情報・見極めと見立て
- 協定を結んだから大丈夫なのか？ →協働・それぞれの役割を担う
- チーム員を確保したら大丈夫なのか？ →実施体制の整備・活動環境確保
- 活動マニュアルがあれば動けるのか？ →「自律的・自発的」であることを重視
- 活動の継続は見込めるのか？ →「ネットワーク」の充実

組織・体制と人材の問題

はじめに②

どのような目的のために何をしなければならないのか

(災害時要配慮者の支援・災害による二次被害の発生防止・・)

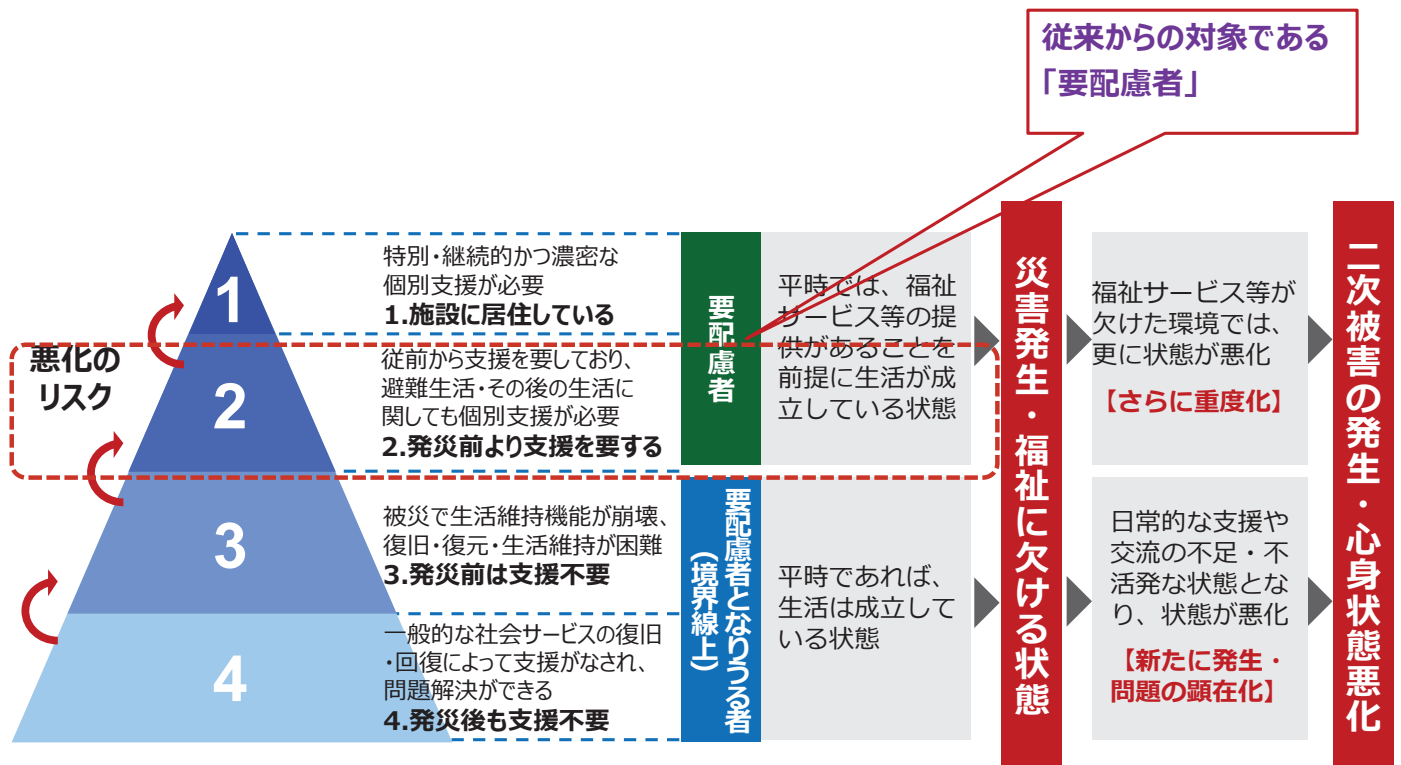


「災害福祉支援ネットワーク構築
・運営リーダー養成研修(仮称)」
(災害派遣福祉チームリーダー養成等
研修事業/厚生労働省予算事業
全国社会福祉協議会 開催)
※今年度下期開催

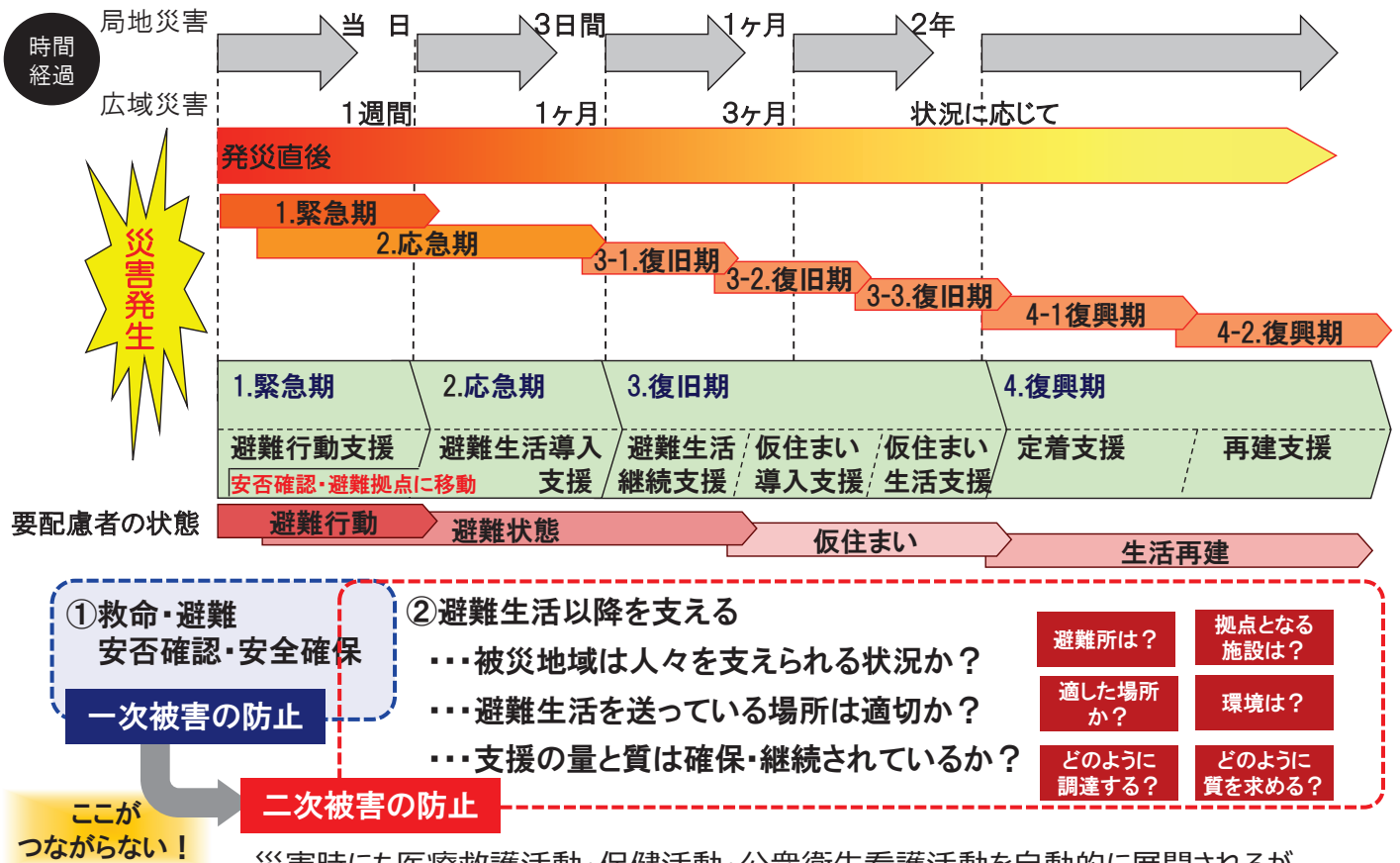
「災害福祉広域支援ネットワーク構築
セミナー ～災害派遣風刺チームを
動かす組織と体制を考える」
(令和元年度社会福祉推進事業
株富士通総研)

・・・どのように組織・体制をつくるか？
今日はこちら

I-1. 支援を必要とする対象層と災害で想定されるリスク



I-2.二次被害の防止



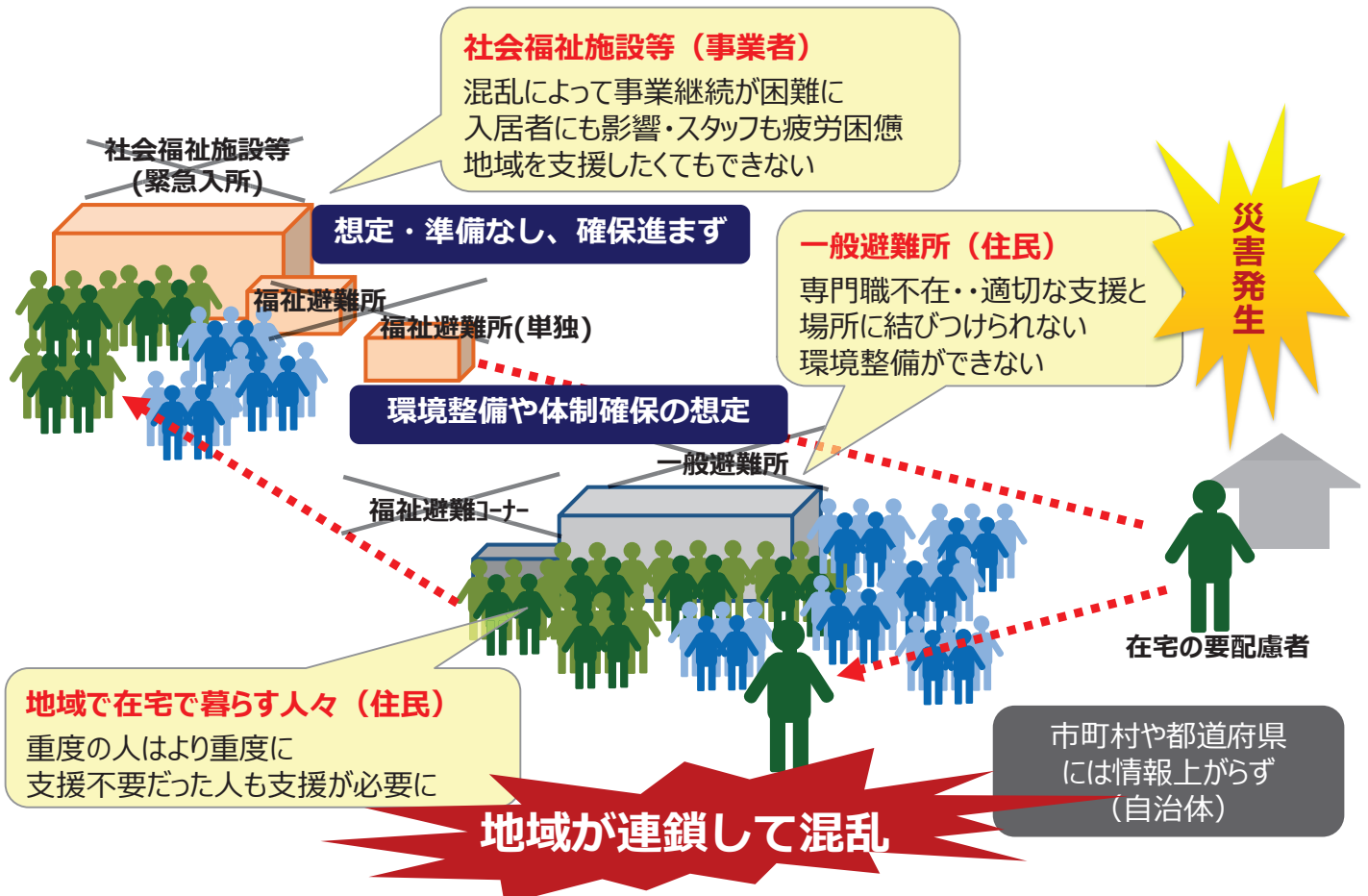
災害時にも医療救護活動・保健活動・公衆衛生看護活動を自動的に展開されるが、福祉には発災後に自動的に動くシステムが無い。

⇒災害の直接的な危機から命を救えても、そこから先が繋がらない

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

5

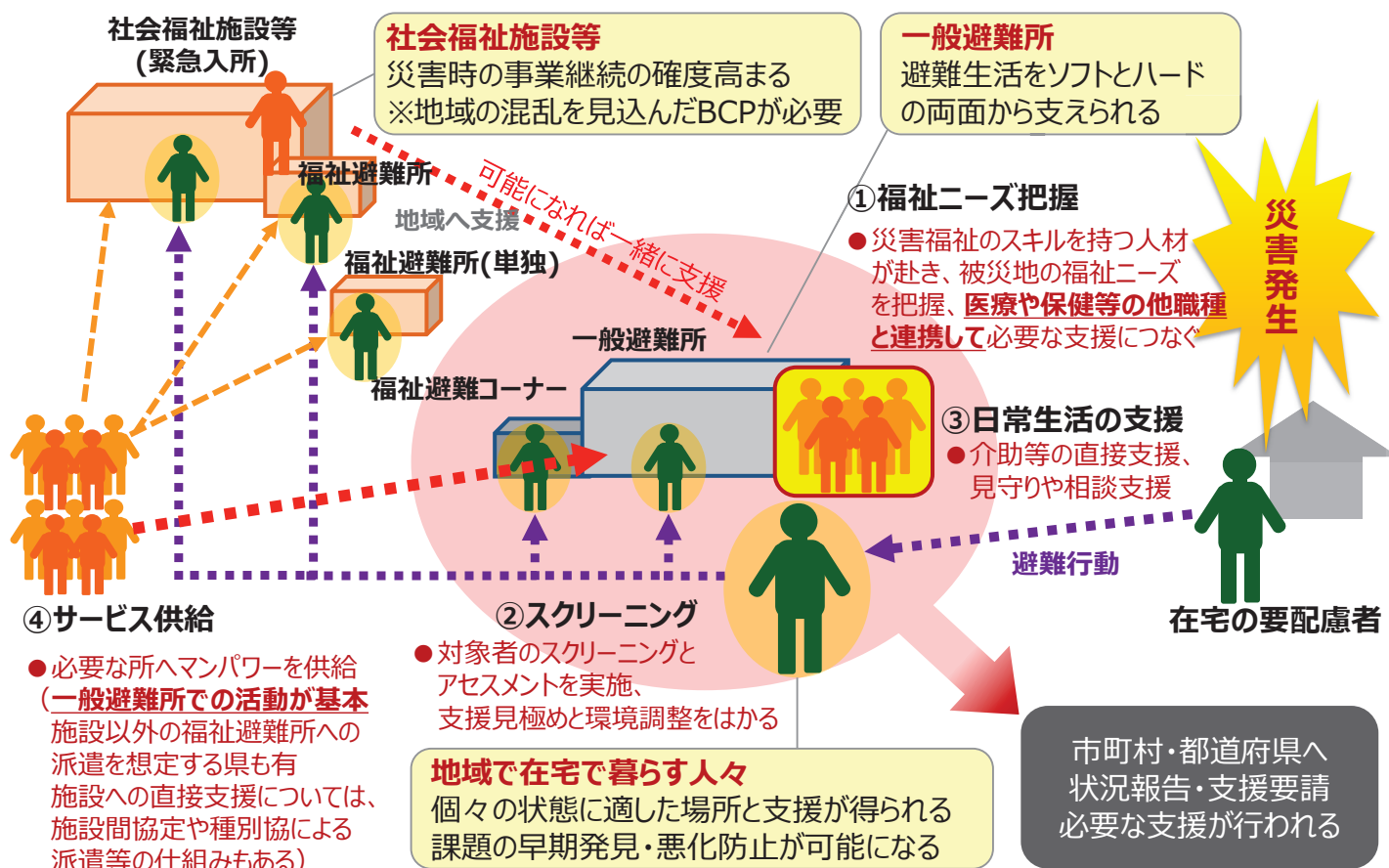
I-3.災害時の福祉支援体制が無い場合



Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

6

I -4. 災害時の福祉支援体制がある場合（都道府県内）

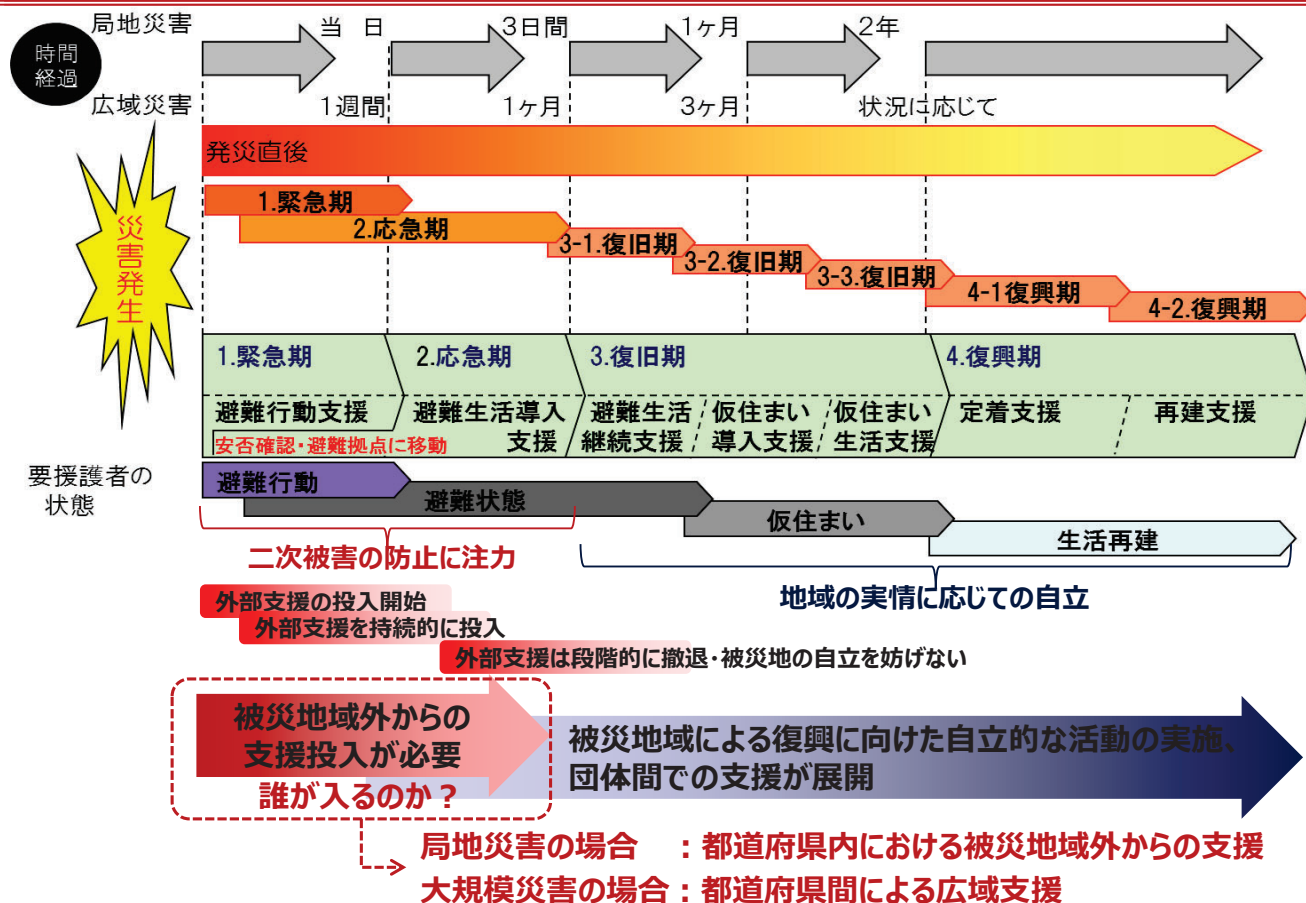


地域全体で取り組むことでしか実現しない＝自治体・事業者・住民

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

7

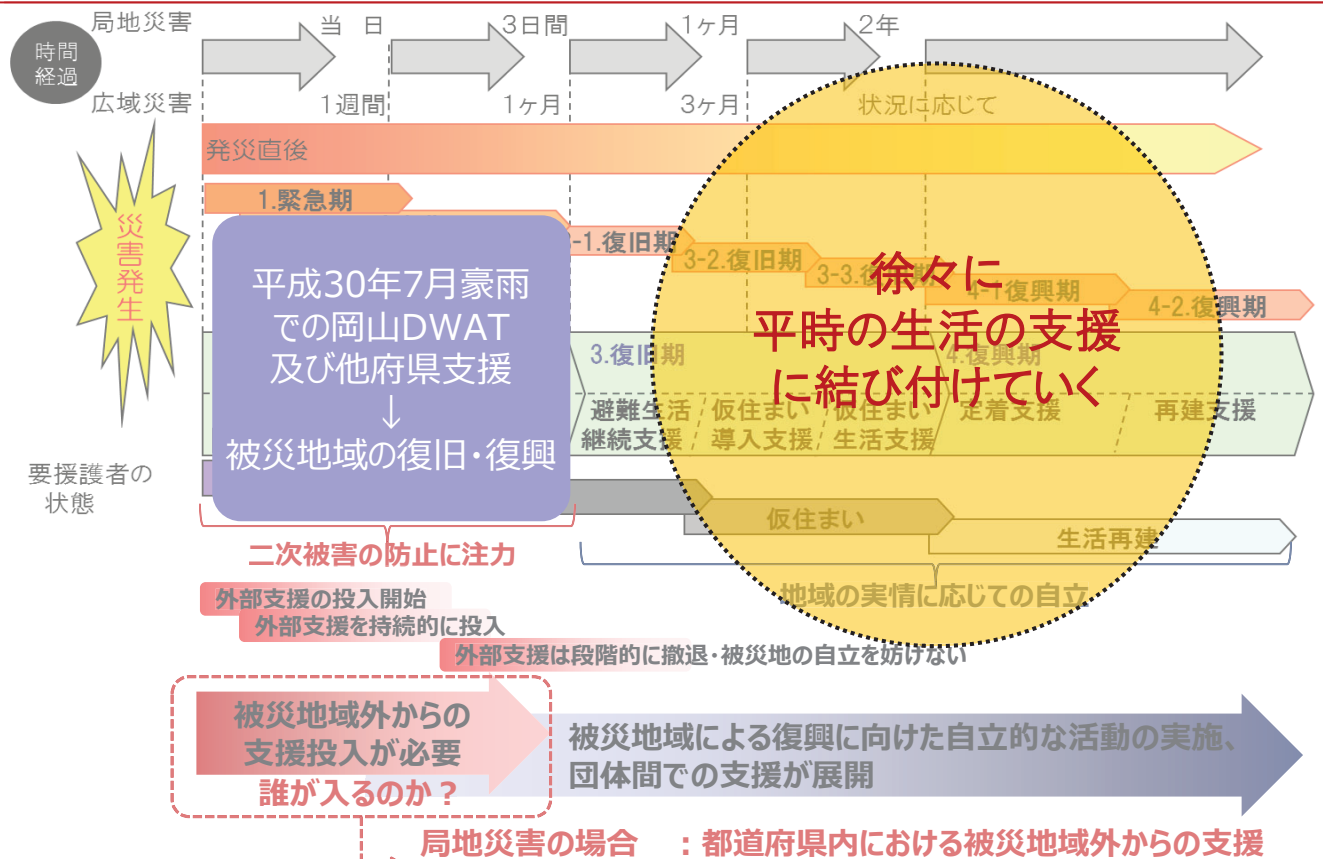
I -5. 被災地域外から支援が入る仕組み/体制が必要



まずは都道府県内で体制を整備することが、支援のみならず受援のためにも必要

8

I-6.被災地域外から支援が入る仕組み/体制が必要



災害時の地域共生社会/地域包括ケアシステムが実現している姿

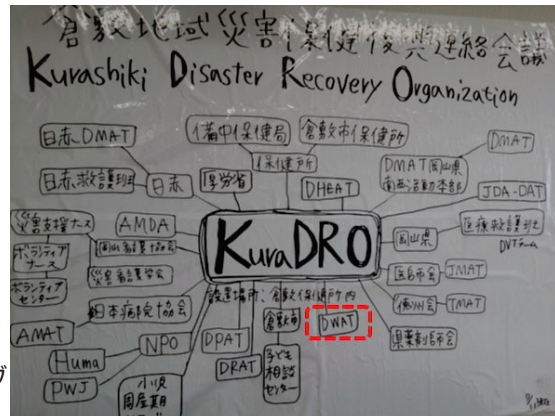
Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

9

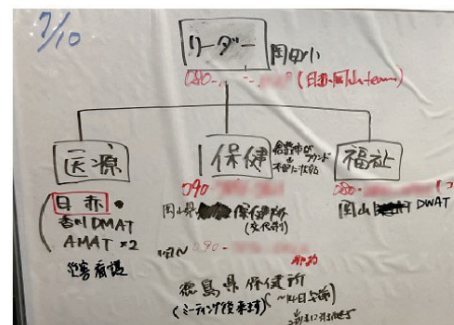
I-7.保健・医療等他職種との連携(平成30年7月豪雨時)



7/10 DMATと災害派遣福祉チームによる合同スクリーニング



7/12 保健師と災害派遣福祉チームによるミーティング



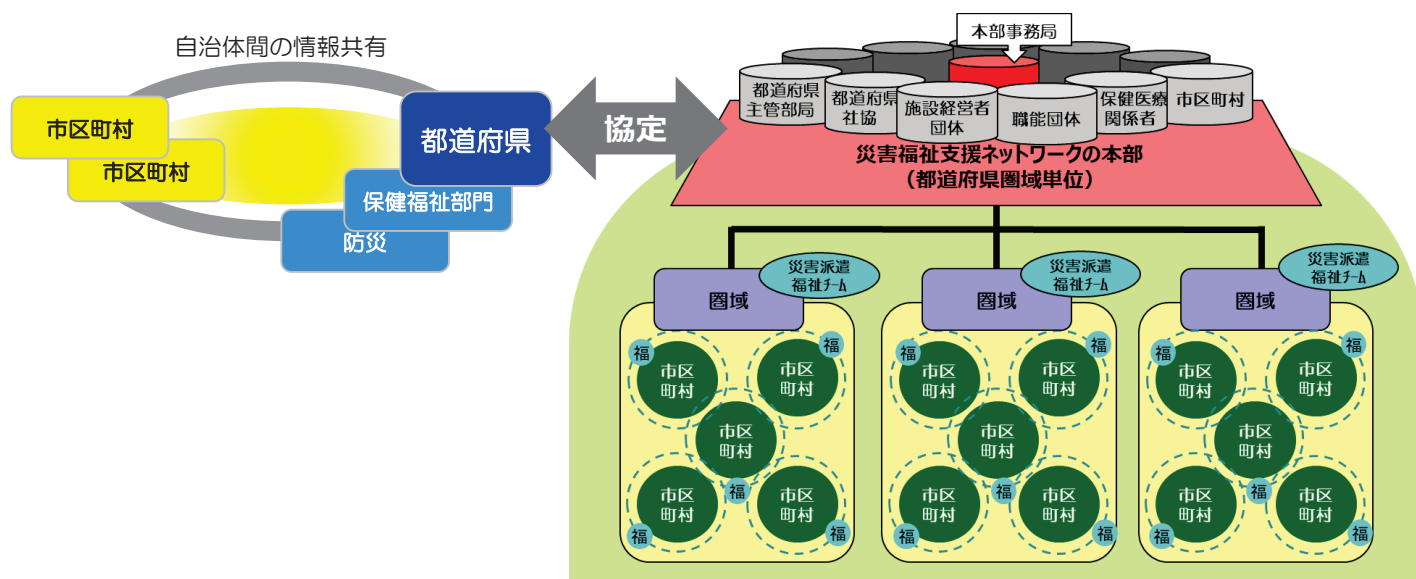
7/10 岡田小学校体制図とKuraDRO参画団体

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」への福祉の追加、
総合防災訓練や研修で保健・医療との連携に取り組む県が出てきている

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

10

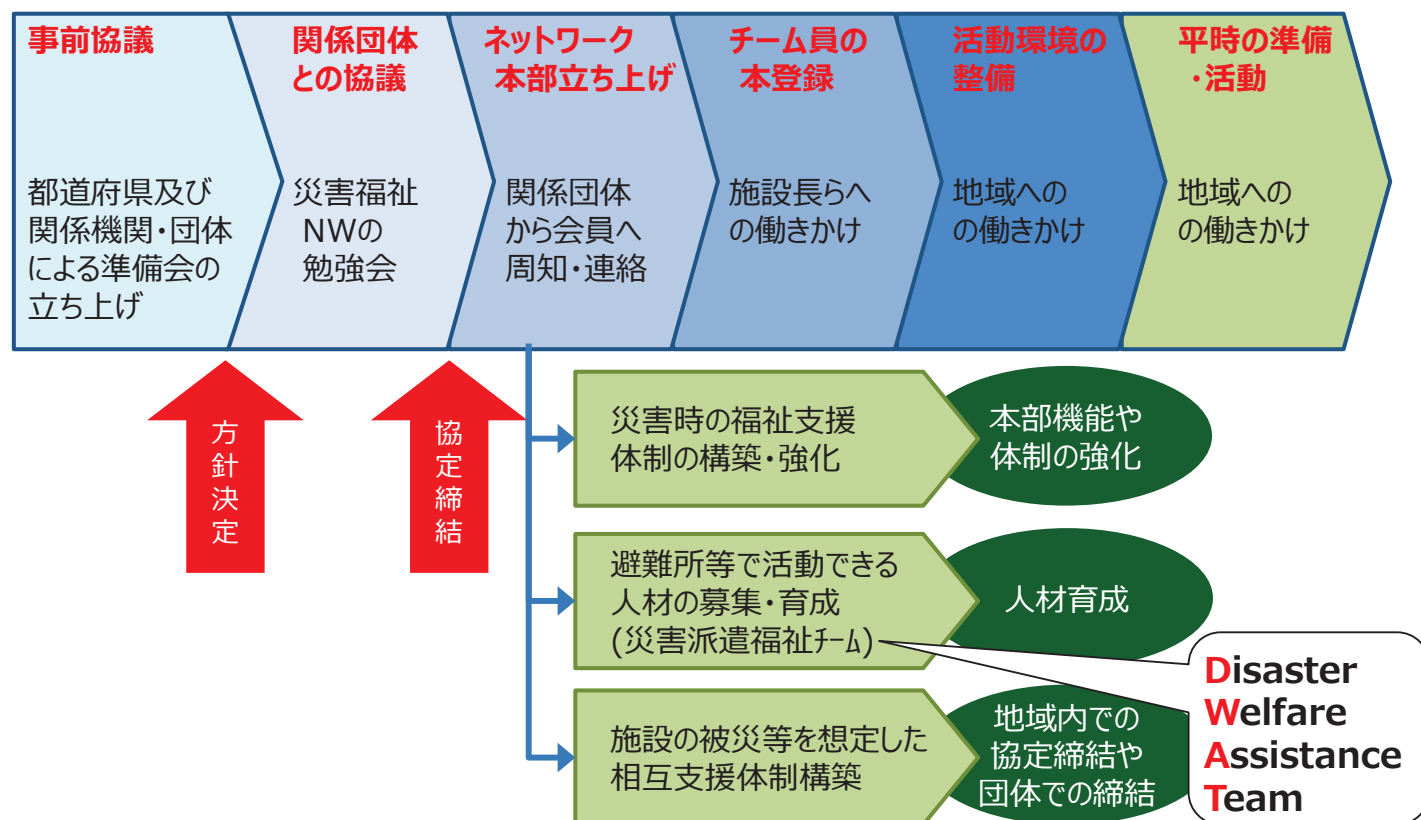
Ⅱ-1.都道府県の災害福祉支援ネットワークのイメージ



Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

11

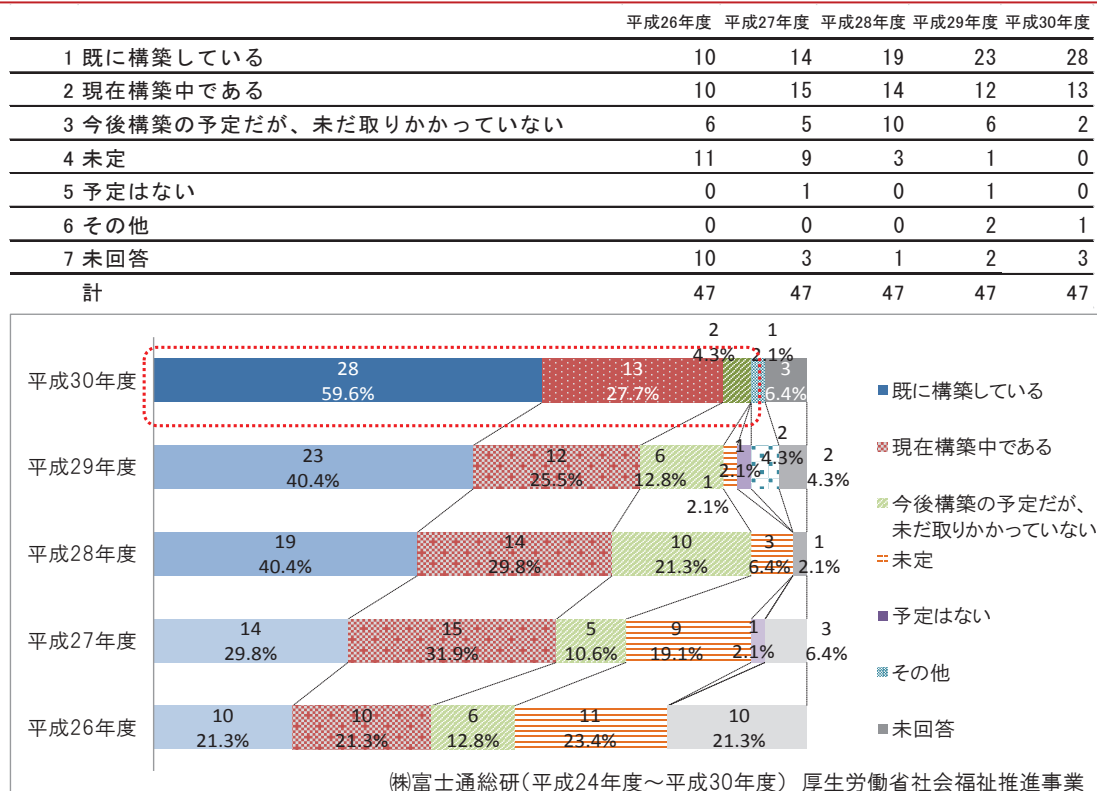
Ⅱ-2.体制構築のステップ



Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

12

Ⅱ-3.都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築状況



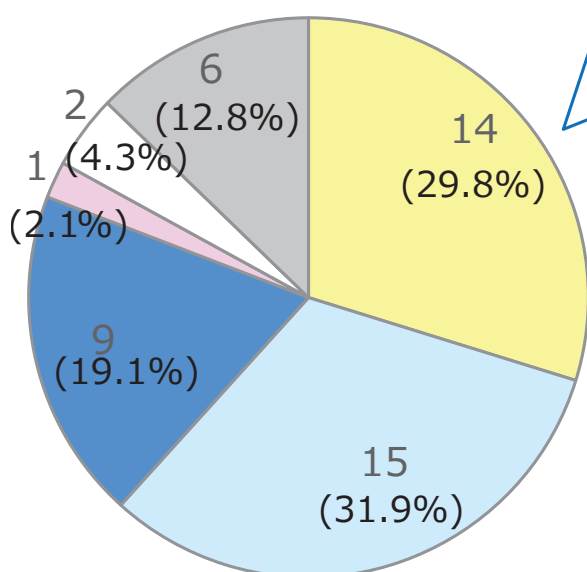
- 「1.既に構築・・・」、「2.現在構築中・・・」の計41団体中、
 ...一般避難所を対象としていない団体は8団体（うち、1.は3団体、2.は4団体）
 ...高齢者のみを支援対象とする団体は2団体（1.の2団体）
 ※それ以外で2.で対象が未定であるところが3団体

・「対象」ではないところはどうする？

13

Ⅱ-4.災害時の福祉支援の事務局を担っているところ

どこが事務局を担っているか



■ 県
 ■ 県と団体
 ■ 団体
 ■ その他
 ■ 未定
 ■ 未回答

事務局を担っているところ

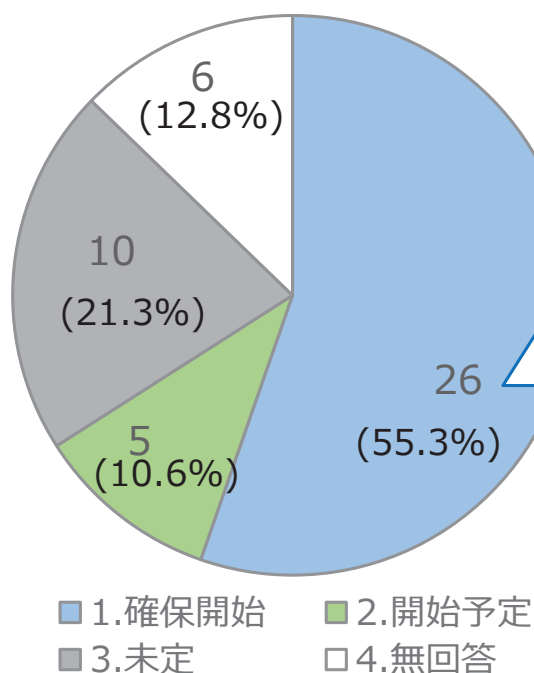
県	14団体	29.8%
県と団体	15団体	31.9%
団体	9団体	19.1%
その他	1団体	2.1%
未定	2団体	4.3%
未回答	6団体	12.8%

※「県と団体」・「団体」の計24団体（51.0%）中
 22団体で、府県の社会福祉協議会が事務局と
 なっている。

- ・被災した際に都道府県が単独で支援計画立案・チーム組成/派遣等の事務局の役割を果たせるのか？
- ・ネットワークの構成団体からの協力は得られるのか？

Ⅱ-5.都道府県内での人材確保の状況

災害派遣福祉チームの
人材確保状況



「1.確保開始と回答した」26団体の 人材確保方法

団体との協定で人数のみ	3団体	1,319名
団体との協定で個人特定	20団体	3,255名
個人応募	2団体	234名

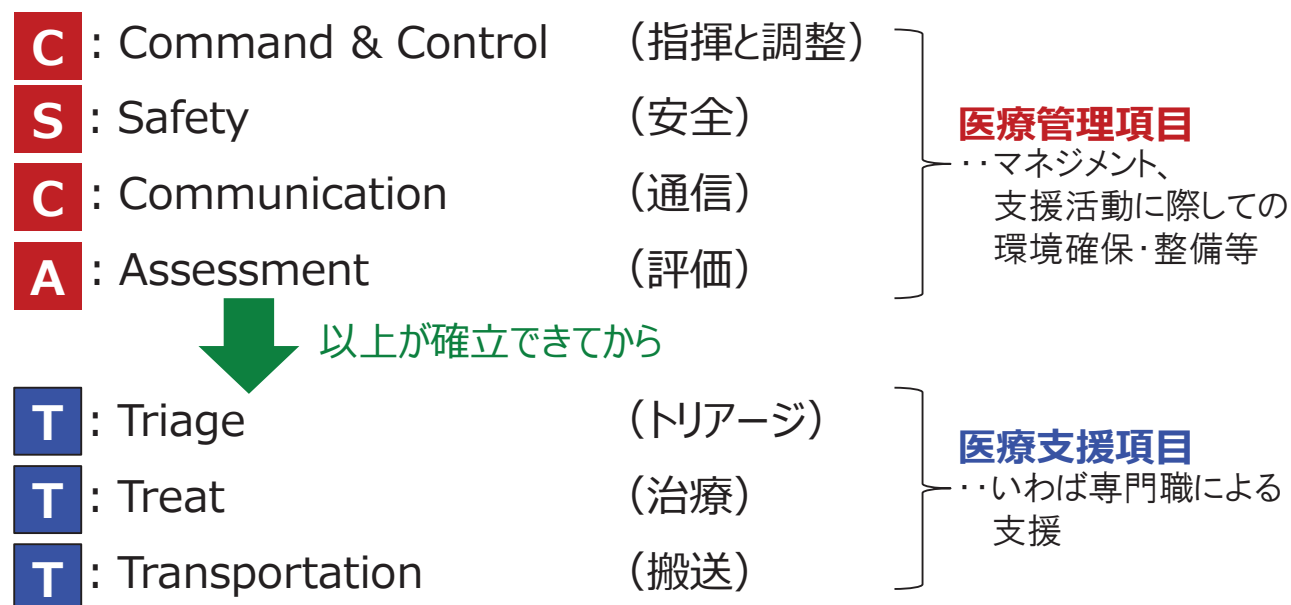
※うち、愛媛県は「2」(67人)、「3」(86名)、
熊本県は「1」(410名)、「2」(210名)で
重なっている可能性あり。

- ・人材の「層」を設定しているか？
- ・災害時に活動できる人材を育成する際に必要となる能力設定、その獲得方法を考えた研修計画や内容となっているか？
- ・受援・地域づくり・平時の自分たちの取組との関係が理解できるようなカリキュラムとなっているか？（継続性の問題）
- ・この人材を本当に派遣することができるか？

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE 15

Ⅱ-6.災害医療の実践～CSCATTT

日本ではDMATを中心に「CSCATTT」にもとづく災害対応の考え方が広く普及



例) DMAT隊員の編成

- ・医師 : 診療
 - ・看護師 : 看護
 - ・業務調整員 : **ロジスティクス要員**
- ※医師看護師以外の医療職、事務職等が担っている

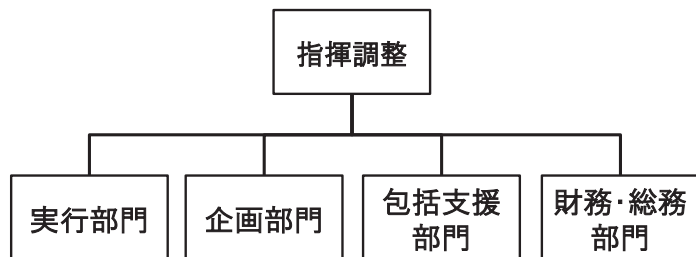
→この確保が活動を担保する…確保が必要

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE 16

Ⅱ-7.ICS:ネットワークに必要な5つの機能の確保

インシデントコマンドシステム(Incident Command System)

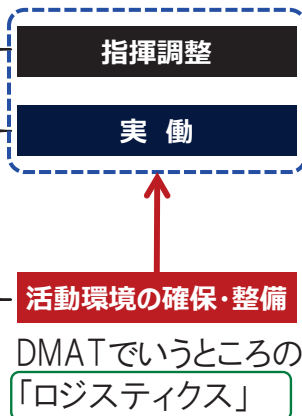
: 緊急時総合調整システム→現場での危機対応を **5つの機能の集合体**としてとらえる



【機能で考えるメリット】

- 標準化した考え方を取るため、異なる組織間でも意思疎通がしやすい
- 「団体」、「部署」ではなく、「機能」で対応できる。
- ・各都道府県の状況に対応できる
- ・異なる都道府県にも接続できる

機能	主な内容	行動の例
指揮調整 Incident Commander	・目的、戦略、優先順位の確立	決定
実行部門 Operation Section	・目標達成のための実働	実際に動く
企画部門 Planning Section	・情報の収集と分析 ・文書作成と保持等	考える
包括支援部門 Logistics Section	・資源及び必要なサービスの供給	集める
財務・総務部門 Finance/Administration section	・支出、請求、補償に関する会計 ・必要な資源調達	支払う

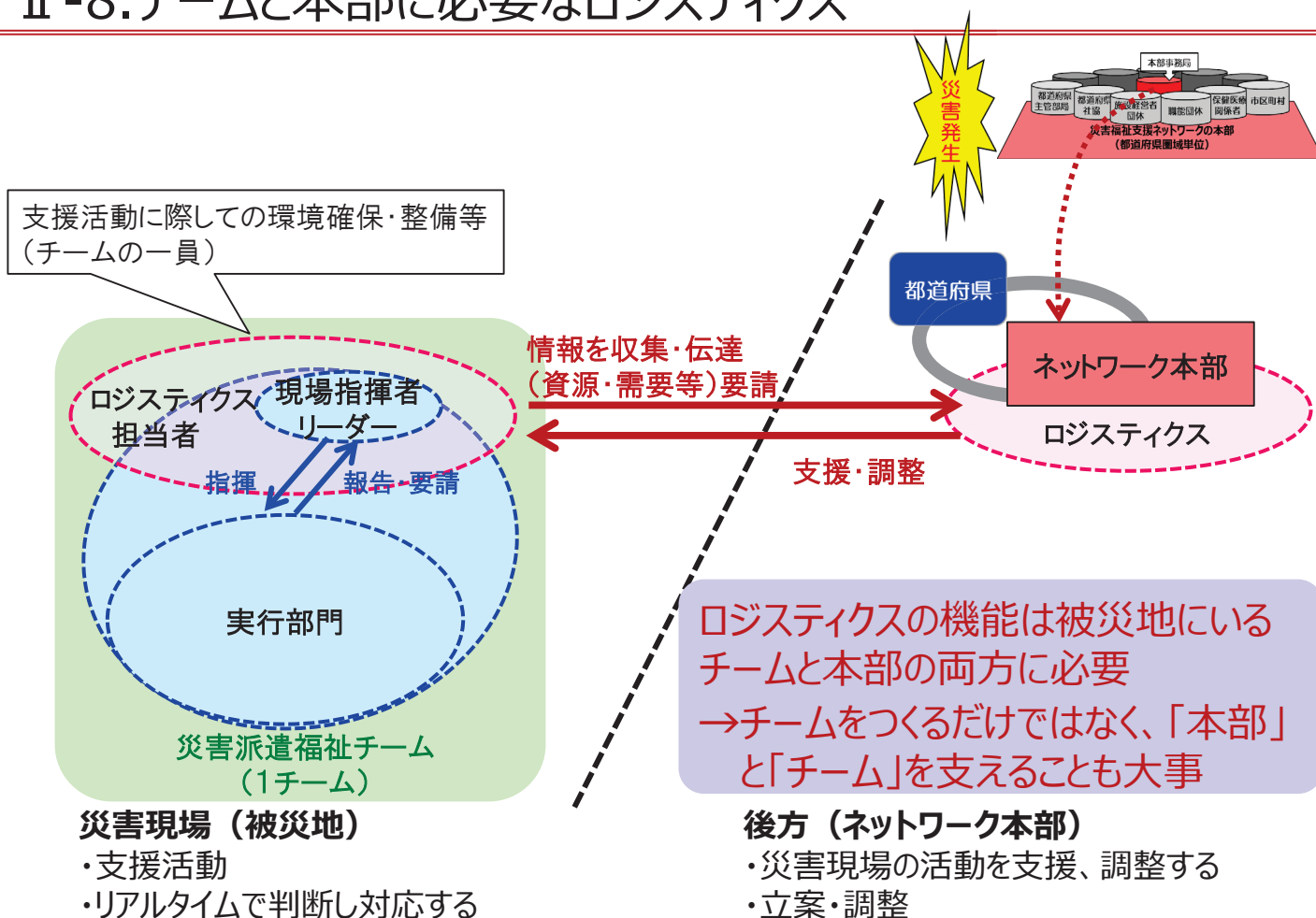


※参考「緊急時総合調整システム (Incident Command System(ICS)基本ガイドブック)を元に用語等見直し
「災害時の指揮命令系統の構築 インシデントコマンドシステム(ICS)緊急時総合調整システムの紹介」(永田高志他)

Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

17

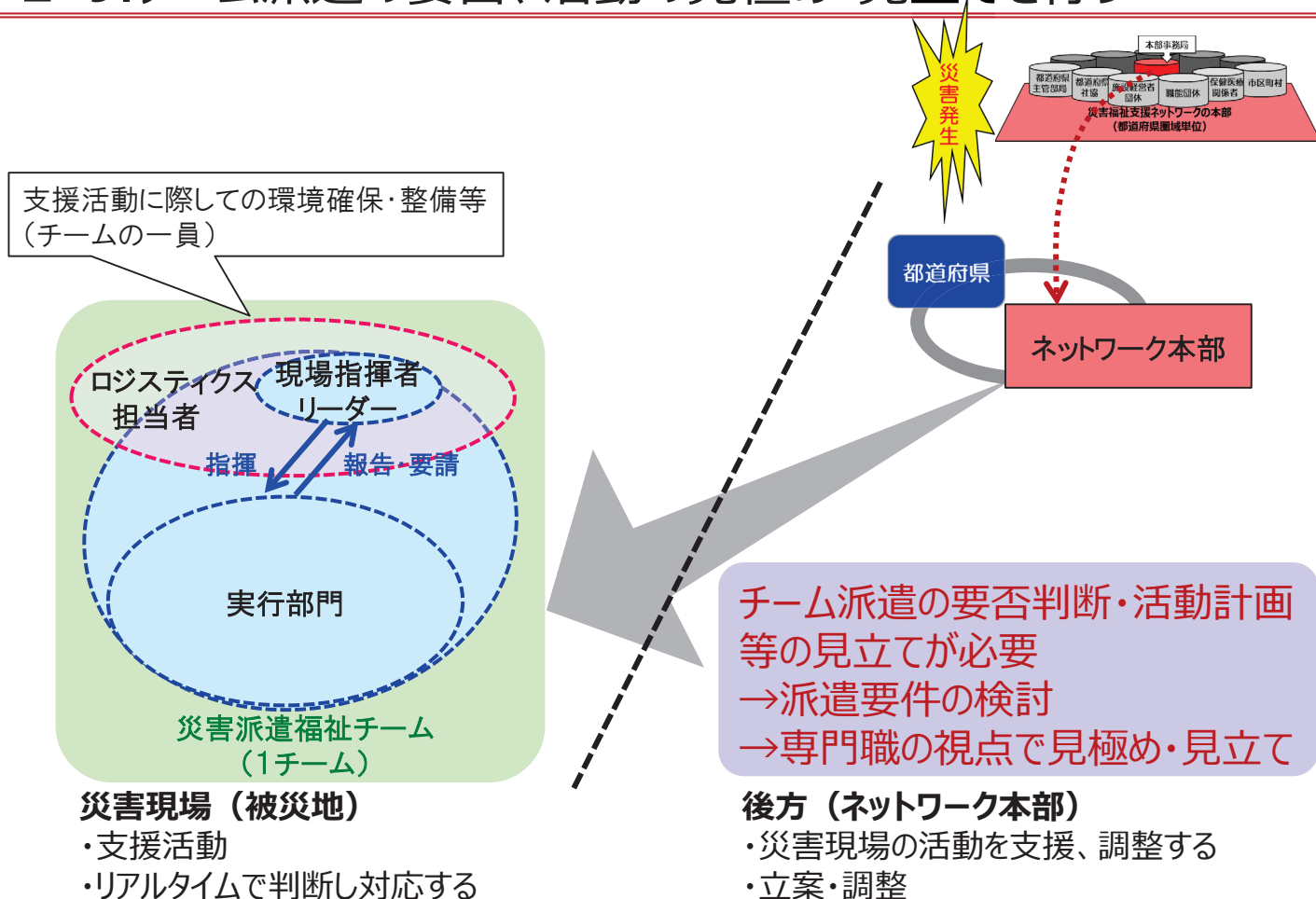
Ⅱ-8.チームと本部に必要なロジスティクス



Copyright 2019 FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

18

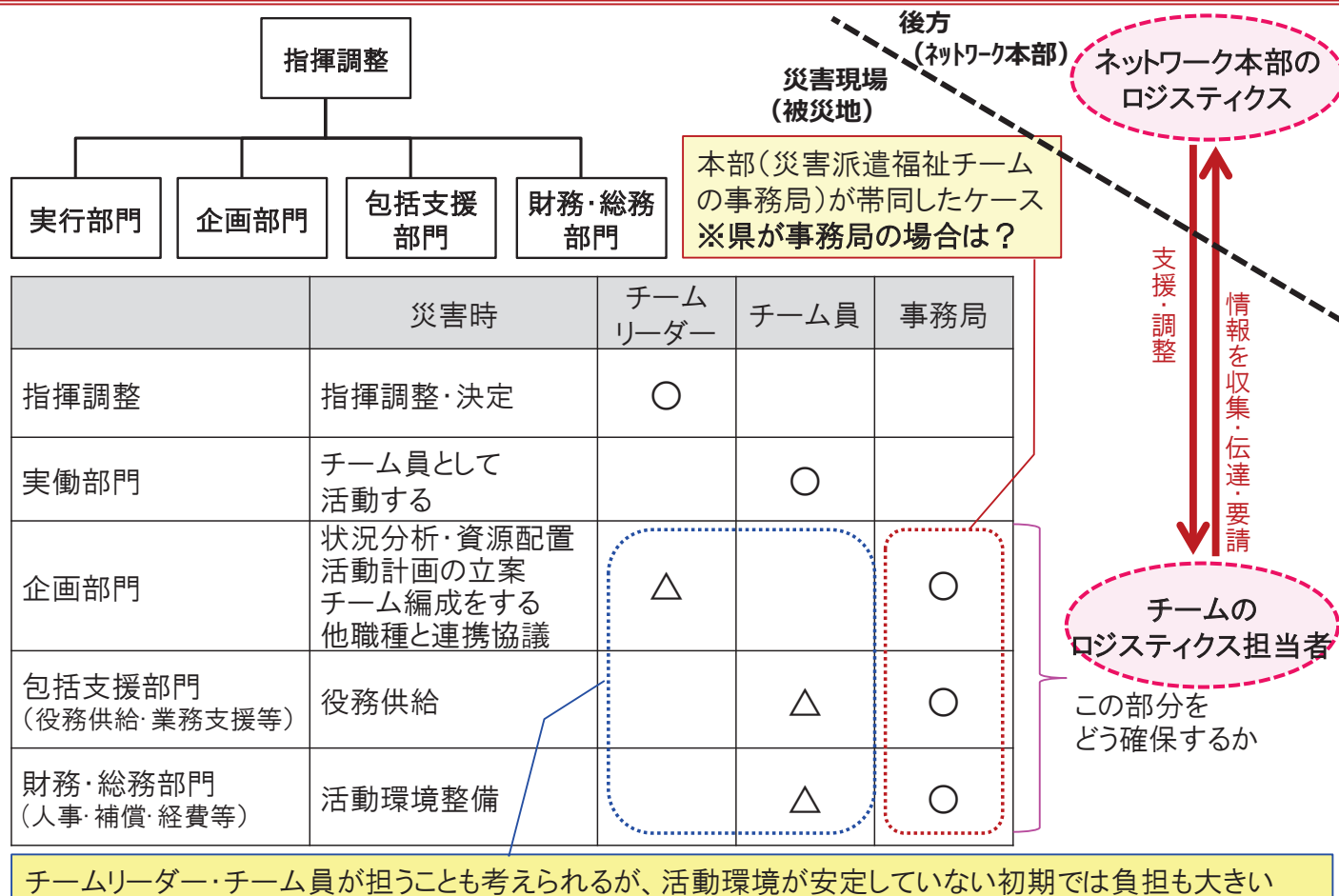
Ⅱ-9.チーム派遣の要否、活動の見極め・見立てを行う



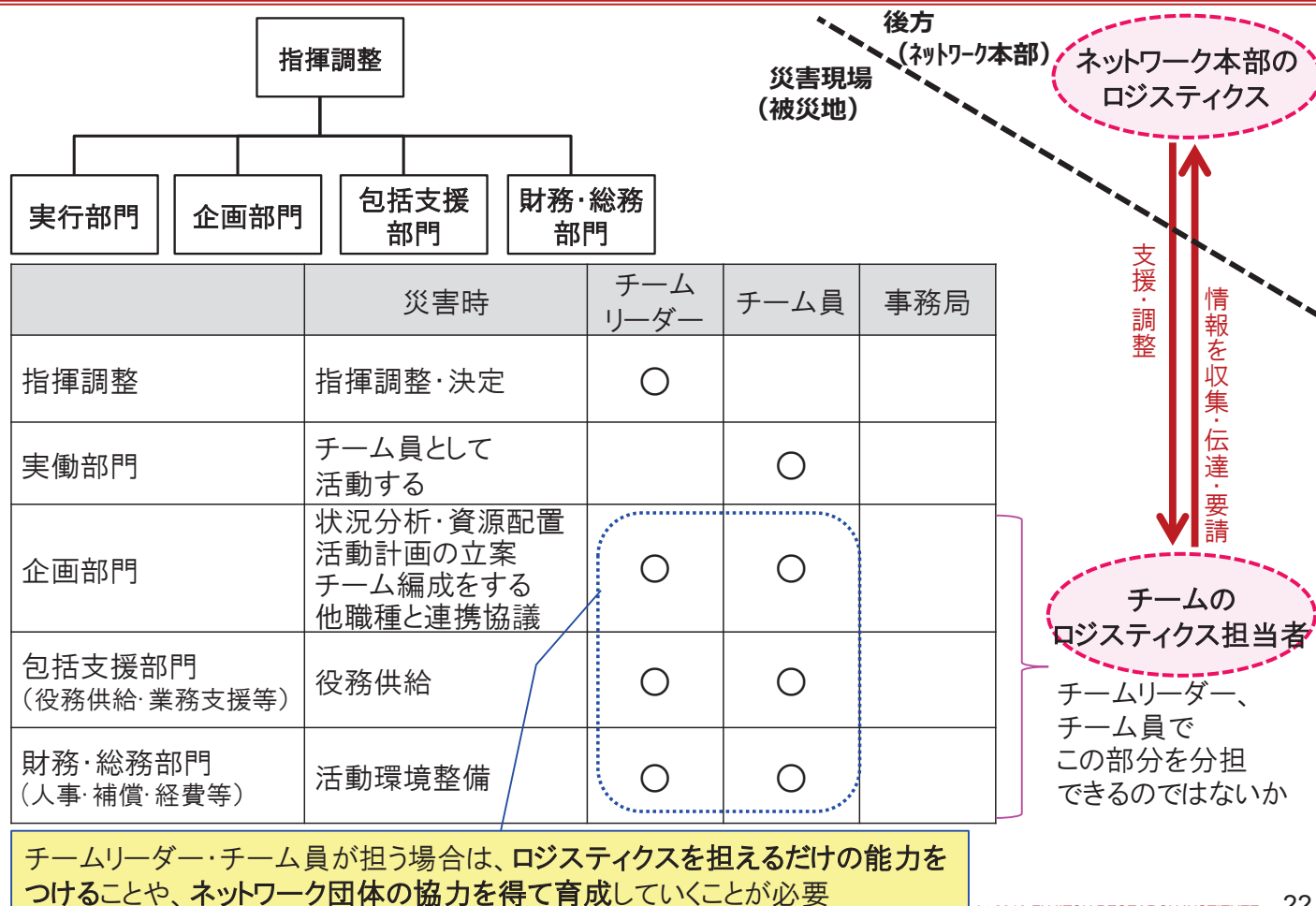
Ⅱ-10.5つの機能で「ネットワークの組織」を見る(全体)

	災害時	平時	県	事務局/本部	DWAT	備考
指揮調整	指揮調整・決定		○	△		県と事務局
実働部門	チーム員として活動する		—	○	○	災害派遣福祉チーム
企画部門	情報収集・状況分析 資源配置 活動計画の立案 チーム編成をする 他職種と連携協議	チーム員の育成 育成プログラム・研修/訓練企画 研修講師		○	○(上位層)	専門職としてのノウハウが必要
包括支援部門 (役務供給・業務支援等)	役務供給	活動環境整備		○		事務局
財務・総務部門 (人事・補償・経費等)	活動環境整備	活動環境整備		○		

Ⅱ-11.5つの機能で「災害派遣福祉チーム」を見る (例:活動着手期)



Ⅱ-11.5つの機能で「災害派遣福祉チーム」を見る(例:活動安定期)



Ⅱ-12.本当に「動ける」状態に近づくには？

本当に「動ける」状態に近づくには？

- 「必要な時」をどう見極め、開始するのか？
→判断のための情報・見極めと見立て

・派遣要件を考える
・都道府県が派遣要否の判断ができるよう、
専門職視点の情報・見極め・見立てが重要

岩手県

- 協定を結んだから大丈夫なのか？
→協働・それぞれの役割を担う

・協働・協力して働く
それぞれの役割を担うことで成立する形態

岡山県

- チーム員を確保したら大丈夫なのか？
→実施体制の整備・活動環境確保

・ネットワーク本部が立ち上がった際の
本部とチームのロジスティクス部分の確保が
重要

静岡県

- 活動マニュアルがあれば動けるのか？
→「自律的・自発的」であることを重視

・災害時を考えることは平時を考えること
・活動のマインドセット+活動技術→気づき
普段の業務への反映・新たな視点成長

京都府

- 活動の継続は見込めるのか？
→「ネットワーク」の充実

・活動の源泉としての人材、その育成
・チーム員・事業所・団体の良い評価が協力
に結び付き、結果としてネットワークの充実へ

京都府